

デジタル社会の実現に向けた重点計画

2024年（令和6年）6月21日

この計画は、デジタル社会形成基本法に規定する重点計画、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に規定する情報システム整備計画及び官民データ活用推進基本法に規定する官民データ活用推進基本計画として策定するものであり、官民データ活用推進基本法の規定に基づき、国会に報告するものである。

第1 目指す姿、理念・原則、重点的な取組	1
1. デジタルにより目指す社会の姿	1
① デジタル化による成長戦略	1
② 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化	1
③ デジタル化による地域の活性化	2
④ 誰一人取り残されないデジタル社会	2
⑤ デジタル人材の育成・確保	3
⑥ DFFT の推進を始めとする国際戦略	3
2. デジタル社会の実現に向けての理念・原則	4
(1) デジタル社会形成のための基本原則	4
(2) 業務改革 (BPR) の必要性	4
(3) 構造改革のためのデジタル原則	5
(4) クラウド第一原則 (クラウド・バイ・デフォルト原則)	5
(5) 個人情報等の適正な取扱いの確保及び効果的な活用の促進	5
3. 重点課題	6
(1) デジタル化を通じて集中対応すべき課題	6
① 人口減少及び労働力不足 (リソースの逼迫)	6
② デジタル産業をはじめとする産業全体の競争力の低下	6
③ 持続可能性への脅威	6
(2) 「デジタル化」に対する不安やためらい	7
4. 重点課題への対応の方向性	8
(1) デジタル産業基盤の強化	8
(2) データ連携による持続可能性の強化	8
(3) デジタルを活用した課題解決により、結果として「デジタル化」が「当たり前」となる取組の強化	9
(4) 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用	9
(5) 国際連携強化	9
5. 重点課題に対応するための重点的な取組	10
(1) デジタル共通基盤構築の強化・加速	10
① デジタル共通基盤構築	10
② 包摂的なデジタル社会に向けた環境整備	15
③ デジタル人材育成	16
(2) 制度・業務・システムの三位一体での取組	17
(3) デジタル行財政改革	17
(4) デジタル・ガバメントの強化 (システムの最適化)	18
① 公共分野における取組	18
② 準公共分野等における取組	20
③ SaaS の徹底活用	23
(5) デジタル化に係る産業全体のモダン化	24
(6) データを活用した課題解決と競争力強化	25
① 信頼性を確保しつつデータを共有できる標準化された仕組み (データスペース) の構築と DFFT の推進	25

②	トラスト及びデジタル上における属性情報の集合（デジタル・アイデンティティ）	26
③	防災 DX	27
(7)	セキュリティ	28
(8)	最先端技術における取組	30
第2	推進体制の強化	32
1.	3つの取組の強化と横断的機能の強化	32
(1)	制度・業務・システムの三位一体の取組の推進	32
(2)	国・地方デジタル共通基盤の整備・運用	33
(3)	デジタル産業基盤の強化	33
2.	関係機関との連携強化	34
3.	中長期的な方向性の検討	34
第3	重点政策一覧	35
1.	デジタル化による成長戦略	39
2.	医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化	75
3.	デジタル化による地域の活性化	93
4.	誰一人取り残されないデジタル社会	102
5.	デジタル人材の育成・確保	109
6.	DFFT の推進を始めとする国際戦略	113
第4	工程表	
第5	オンライン化を実施する行政手続の一覧等	
第6	国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針	

第1 目指す姿、理念・原則、重点的な取組

1. デジタルにより目指す社会の姿

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（2020年12月25日閣議決定）では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げており、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながるとしている。

デジタル社会形成基本法¹の施行後、最初に策定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2021年12月24日閣議決定）において、ビジョンを実現するために、①デジタル化による成長戦略、②医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化、③デジタル化による地域の活性化、④誰一人取り残されないデジタル社会、⑤デジタル人材の育成・確保、⑥DFETの推進を始めとする国際戦略、の推進を定め、以下の6つの目指す社会の姿を示している。

① デジタル化による成長戦略

少子高齢化や地域の人口減少が進行し、我が国経済の成長力を底上げしていくことが課題となっている。

イノベーションとテクノロジーの社会実装の推進、デジタル化により蓄積されたデータを官民でフル活用した新しい付加価値・サービスの創出、スタートアップ等により開発・提供される新しい技術・サービスの積極的な活用、デジタル原則を含む、規制改革の徹底等により、社会全体の生産性を向上させていく。諸外国と比べて、我が国が圧倒的に優位に立つ高齢者や災害に係るデータの収集・蓄積をフルに活用しつつ、社会的課題の解決を図ることが成長戦略の重要分野となる。

これらにより、デジタルの可能性を最大限引き出し、社会課題の解決を図りつつ、我が国全体のデジタル競争力が底上げされ、成長していく持続可能な社会を目指す。

② 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化

準公共分野においては、データ連携が進んでいないことが課題となっている。官民間やサービス主体間での分野を越えたデータの利活用を促進し、安全・安心を確保しつつ、国民一人ひとりに最適なサービスを提供できるようにする。個々のデータの取扱ルールを含めたアーキテクチャを設計した上で、各分野における実態や制度等を踏まえ、データ連携基盤の構築等を進める。

これらにより、国民一人ひとりのニーズやライフスタイルに合ったサービスが提供される豊かな社会、これまで以上に安全・安心が確保された社会の実現を目指す。

¹ 令和3年法律第35号。

③ デジタル化による地域の活性化

地域においては様々な社会課題に直面しており、デジタルを地域づくりに活用する。準公共分野を始めとしたサービスの質の向上、地域雇用の創出、地域企業の新たな販路開拓、脱炭素化・循環経済への移行の加速、住民の利便性向上、地方公共団体の職員の業務時間やコスト削減を図る。

また、地域における課題解決・横展開の実現を図るとともに、地域コミュニティの力を引き出し、地域の自立を促す。

これらにより、地域からデジタル改革、デジタル実装を進め、地方分散型社会の実現、地域における魅力ある多様な就業機会の創出、地方公共団体共同型の課題解決、一つ一つの地域において長らく大切に培われてきた地域の魅力が向上し、持続可能性が確保された社会の実現を目指す。

④ 誰一人取り残されないデジタル社会

以下のアからオまでに掲げる基本的な考え方を共通認識とし、官民を挙げて「皆で支えあうデジタル共生社会」の構築に向けた環境整備を行う。

- ア 機器・サービスに不慣れな人のほか、機器等の利用が困難な人や利用しない人も、サービス提供者側での対応によりデジタル化の恩恵を実感できること。また、デジタルを利用する人に向けては、利用者の視点を第一に、ユーザー体験、使いやすさ（ユーザビリティ）及びアクセシビリティに最大限配慮したデジタル機器・サービスを、利用シーンに応じ、様々なニーズも踏まえ、きめ細かく提供すること。
- イ デジタルに不慣れな方に対してデジタル機器・サービスの利用を支援する場合、機器等の操作方法とともに、機器等で何ができて、どのような課題を解決できるかを分かりやすく情報共有すること。
- ウ デジタル機器・サービスのアクセシビリティ確保は、障害者のみならず、幅広い国民一般にその利便性が裨益するものであり、新たなイノベーション創出や市場形成につながること。
- エ アクセシビリティに係るガイドラインやその実効性の確保に関し、法的措置も含め、国際的な整合性を図りつつ対応すること。また、そのことが我が国企業等による関連技術やアイデアを生かした国際競争力の強化にもつながること。
- オ デジタル化の進展に伴う、社会の分断化等の負の影響についても社会全体として情報共有を促進し、国内外を問わず、安全・安心なデジタル社会を実現していくこと。負の側面の影響を最小化する施策を総合的に展開すること。

これらにより、地理的な制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況等にかかわらず、誰もが日常的にデジタル化の恩恵を享受でき、様々な課題を解決し、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指す。

⑤ デジタル人材の育成・確保

デジタル改革やデジタル実装を進めていくための人材不足という課題が、国、地方、企業などあらゆる局面で顕在化している。

まずは、デジタル庁自身が、デジタル人材の育成の場となるとともに、デジタル社会の実現に関する司令塔として、人材の確保・育成の役割を十分に果たせるよう体制を整備する。

各府省庁は、行政機関等におけるデジタル人材の育成・確保を図るとともに、優秀なデジタル人材が産学官を行き来できる環境を整備し、外部組織や外部デジタル人材との協力によるデジタル化を実現する。

また、全国民が当事者であるとの認識に立ち、それぞれのライフステージに応じて必要とする ICT スキルを継続的に学ぶことができ、我が国のデジタル人材の底上げと専門性の向上を図り、デジタル人材が育成・確保されるデジタル社会を実現する。

⑥ DFFT の推進を始めとする国際戦略

国際的に、デジタル化のもたらすプライバシーやセキュリティ上の懸念、情報の極端な偏在、競争上の問題などが課題となっている。

信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保を図るため、「信頼性のある自由なデータ流通（Data Free Flow with Trust：DFFT）」の一層の具体的推進に資する成果の創出に向けて取り組んでいく。

また、デジタル庁を含め関係府省庁が、諸外国・地域等と連携し、信頼を基盤とした国際協力を推進していくことに加え、データ格差を抱える新興国等への支援や協力等に取り組む。

これらにより、データがもたらす価値を最大限引き出し、プライバシーやセキュリティ等に適切に対処することにより信頼を維持・構築し、国境を越えた自由なデータ流通が可能な社会の実現を目指す。

以上に記載した、これまでに示してきたビジョンや6つの目指す社会については、現在においても、引き続き、政府として追及していくべきものである。

この6つの姿を実現するための政策については、第三部において、とりまとめている。

そのうえで、理念・原則及びデジタルにより政府が取り組むべき喫緊の課題と対応の方向性、重点的な取組について、示すこととする。

2. デジタル社会の実現に向けての理念・原則

(1) デジタル社会形成のための基本原則

2021 年のデジタル庁創設に先立ち、2020 年に我が国のデジタル社会の将来像やデジタル庁設置の考え方等を示す「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が策定され、デジタル社会を形成するための基本原則として、以下の 10 原則を掲げている。

- | | |
|----------------------------|-----------|
| ①オープン・透明 | ⑥迅速・柔軟 |
| ②公平・倫理 | ⑦包摂・多様性 |
| ③安全・安心 | ⑧浸透 |
| ④継続・安定・強靱 ^{きょうじん} | ⑨新たな価値の創造 |
| ⑤社会課題の解決 | ⑩飛躍・国際貢献 |

また、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律²では、デジタル 3 原則（①デジタル第一原則（デジタルファースト³）、②届出一度きり原則（ワンスオンリー⁴）及び③手続一か所原則（コネクテッド・ワンストップ⁵））を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化を原則としている。

デジタル社会の実現に向けては、こうした基本的な原則に則して取組を進めるものとする。

(2) 業務改革（BPR⁶）の必要性

デジタル化を進めるに際しては、オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革（BPR）に取り組む必要がある。

業務改革（BPR）の実施に当たっては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（2021 年 12 月 24 日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。）に定めるサービス設計 12 箇条に基づき、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務を詳細に把握・分析した上で、あるべきプロセスを制度・体制・手法を含めて一から検討する。

- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| 第 1 条 利用者のニーズから出発する | 第 7 条 利用者の日常体験に溶け込む |
| 第 2 条 事実を詳細に把握する | 第 8 条 自分で作りすぎない |
| 第 3 条 エンドツーエンドで考える | 第 9 条 オープンにサービスを作る |
| 第 4 条 全ての関係者に気を配る | 第 10 条 何度も繰り返す |
| 第 5 条 サービスはシンプルにする | 第 11 条 一遍にやらず、一貫してやる |
| 第 6 条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める | 第 12 条 情報システムではなくサービスを作る |

² 平成 14 年法律第 151 号。

³ 個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結すること。

⁴ 一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること。

⁵ 民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現すること。

⁶ Business Process Re-engineering の略称。

（３）構造改革のためのデジタル原則

デジタル臨時行政調査会⁷は、デジタル改革、規制改革、行政改革に通底する５つの原則からなる「構造改革のためのデジタル原則」（①デジタル完結・自動化原則⁸、②アジャイルガバナンス原則⁹、③官民連携原則¹⁰、④相互運用性確保原則¹¹、⑤共通基盤利用原則¹²）を2021年12月に策定した。これらの原則を踏まえ、デジタル時代にふさわしい政府への転換を進めていく。

この原則を徹底するために、制度・業務・システムの整合性を確保して、三位一体で取組を進めていく。さらに、アナログをデジタルへ切り替えた途端、アナログより厳格な確認を求める等といった運用については、逆に国民や事業者の手間やコストが増えることになることから、利便性の観点から国民や事業者の立場に立って、手続や業務フローを実装・運用する。

（４）クラウド第一原則（クラウド・バイ・デフォルト原則）

各府省庁において必要となる情報システムの整備に当たっては、迅速かつ柔軟に進めるため、クラウド第一原則（クラウド・バイ・デフォルト原則）を徹底し、クラウドサービスの利用を第一候補として検討するとともに、共通的に必要とされる機能は共通部品として共用できるよう、機能ごとに細分化された部品を組み合わせで適正（スマート）に利用する設計思想に基づいた整備を推進する。

（５）個人情報等の適正な取扱いの確保及び効果的な活用の促進

デジタル化の進展に伴い個人情報等の利用が拡大している中で、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）¹³の目的（第1条）及び基本理念（第3条）に則し、個人情報の保護に関する基本方針¹⁴等に基づいて個人の権利利益の保護と個人情報の適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組を実施する。

⁷ 2023年10月6日廃止。

⁸ 書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。

⁹ 一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。

¹⁰ 公共サービスを提供する際に民間企業のUI/UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。

¹¹ 官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。

¹² ID、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

¹³ 平成15年法律第57号。

¹⁴ 平成16年4月2日閣議決定、令和4年4月1日一部変更。

3. 重点課題

(1) デジタル化を通じて集中対応すべき課題

我が国が直面している諸課題のうち、デジタル化・デジタル技術の果たす役割が多いものについて、デジタル化を通じて集中対応すべき課題として掲げ、取組を加速する。

① 人口減少及び労働力不足（リソースの逼迫^{ひっぱく}）

我が国の総人口は2070年に現在の約7割に減少し、65歳以上が人口の約4割を占めると予測¹⁵されており、さらに東京などのいわゆる大都市圏への人口集中は続いていることから、既存の公共サービスを維持できなくなることも懸念される。

また、生産年齢人口についても、2050年には5,257万人と2021年から29.2%減少¹⁶することが見込まれており、供給側・需要側ともに、無駄（時間の浪費）も不便も許されないが、行政手続をはじめとしてまだ相当程度は無駄・不便が残存しており、業務改革（BPR）を進めるとともに、インフラ危機に対しデジタル技術の適用による更なる最適化・効率化が求められる。

② デジタル産業をはじめとする産業全体の競争力の低下

医療・教育・防災・こども等の準公共分野をはじめとして、各分野内・分野間の双方においてデータの取扱ルールが異なるなど、データの蓄積・利活用が進んでおらず、データが必要な主体間で連携されていないことで、国民・事業者に対して最適なサービスが提供されていない。また、生成AI等の競争環境を一変させ得る先端技術の戦略的活用が諸外国と比較して進んでおらず、産業全体の競争力低下につながっている。

加えて、クラウドサービスを含めて、生成AIなどの破壊的イノベーションを生み出すソリューションについても、海外からの供給への依存度が高く、国内のデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）が進むほどにデジタル収支が悪化し、いわゆる「デジタル赤字¹⁷」は依然として拡大傾向にある。

供給側であるデジタル産業、需要側である各産業ともに、最適なデジタル化を進め、生産性向上や新たなビジネスの創出において成果を出すことが求められる。

③ 持続可能性への脅威

2024年1月に発生した能登半島地震など大規模な自然災害の発生、気候変動、自然資産の喪失（食料・水・土壌の養分の不足・偏在、資源枯渇等）、廃棄物処理の環境負荷の増大、感染症の世界的流行（パンデミック）等、我が国を取り巻く持続可能性への脅威が増している。これらの脅威は企業行動にも大きな影響を与えており、対応の遅れが個々の企業の存立にも関わようになってきている。データ連携をはじめ、デジタル技術を活用したシミュレーションなどデジタル化が課題解決に有効だが、サイバー攻撃への対処能力、情報収集・分析能力の強化等のデジタル自体における持続可能性もまた課題となっている。

¹⁵ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」より。

¹⁶ 総務省「令和4年版情報通信白書」より。

¹⁷ デジタル関連収支（コンピュータサービス、著作権等使用料、専門・経営コンサルティングサービス）の赤字のこと。財務省・日本銀行「国際収支統計」によると、2023年の「デジタル赤字」は5兆3,452億円となっている。

(2)「デジタル化」に対する不安やためらい

一般的に、社会の「デジタル化」について良いと思わないという声や、デジタル化に適応できていないとする声が一定数存在¹⁸している。また、諸外国と比較して官民双方のオンラインサービスに対する満足度がともに低調であるとともに、デジタルツールを「使ってみる」こと自体に対しても諸外国と比較して抑制的であるとする調査もある。今後、「デジタル化」に取り組むに際しては、これらの「デジタル化」に対する不安やためらいが一定程度存在していることを念頭に置かなければならない。

¹⁸ デジタル庁「社会のデジタル化やデジタル行政サービスの意識調査の結果」において、「社会のデジタル化を良いと思わない人」は約 12%、「社会のデジタル化に適応できていないと思っている人」は約 34%となっている。

4. 重点課題への対応の方向性

(1) デジタル産業基盤の強化

我が国の産業競争力強化と労働生産性上昇を実現していくには、最先端技術の利用やデータ駆動型経営への転換も含めた「デジタル化」によって、効率化によるコスト削減と、既存事業の付加価値向上や新たなビジネスの創出を図り、持続的な成長につなげることが重要である。この観点から、産業基盤、特にデジタル化に係る産業基盤を整えていく。

また、データ時代、AI 時代におけるふさわしいインフラ整備・基盤整備についても進めていく。

第一に、AI 等の最先端技術・データの徹底した利用である。特に、AI は競争環境を一変させ得る技術であり、国家全体で利用し尽くすべきことから、政府のデジタル化に係るあらゆる取組において、AI を積極的に利用していく。AI の利用においてはガバナンスが重要になるため、適切なルール策定と、品質が確保された活用しやすいデータ整備とを、バランス良く両輪で進めていく。また、デジタル化を巡るあらゆる取組において、官民を問わず、データをどのように整備、活用、連携するかが重要となるため、官民でデータに係る取組を強化する。

第二に、デジタル化に係る供給側・需要側双方の産業のモダン化¹⁹である。供給側においては、拡大傾向にある「デジタル赤字」も考えると、我が国のデジタル産業が、自らモダンなシステムやサービスを供給できるようになるとともに、海外市場を獲得していく必要がある。需要側においては、生産性や事業の継続可能性を高めるために、システムをモダン化^{ひっばく}していく必要がある。これらは供給側・需要側双方におけるリソース逼迫^{ひっばく}への対応としても必須である。この観点から、政府においては、モダン化と相反する方向性の取組は実施しないこととし、少なくとも政府が関わる情報システムについては、海外展開や国際競争を意識して、それに耐え得るアーキテクチャを具備できるようにし、制度や業務をモダン化されたシステムに合わせていく。

第三に、デジタル活用や DX 推進のための人材育成である。デジタル化の担い手は我が国の産業界であるが、デジタル化を進め、業務を効率化し、顧客体験・利用者視点を徹底していく上で、その最も重要な基盤が人材である。よって、デジタル化や DX 推進のための人材育成に係る取組を強化する。

(2) データ連携による持続可能性の強化

自然災害等の持続可能性への脅威という重点課題に対応するための取組を強化する。特に、データ連携の推進や信頼性を確保しつつデータを共有できる標準化された仕組み（データスペース）²⁰の構築について、国境を越えて広がるサプライチェーン²¹・バリューチェーン²²のデータを活用した把握等に向けて、官民でも協調する必要があるが、持続可能性への脅威は、我が国だけでなく世界各国も直面していることから、取組を強化することで海外展開へつながる可能性もあり、産業競争力の強化も視野に取り組んでいく。

また、社会全体がデジタル化する中で、国民生活の持続可能性を確保するためには、有事や大規模災害の発生も考慮し、データ自体の消失、システムの不具合、ネットワークや電力供給の途絶等のデジタル化に伴うリスクマネジメントを強化する必要がある、インフラ整備・基盤整備等にも取り組む。

¹⁹ 古いハードウェアやソフトウェアを使用しているレガシーシステムについて、「クラウド第一原則」に基づいて、クラウドサービスの利用を行うとともに、マネージドサービスの組合せだけでシステムを構成する、自らサーバを構築せずシステムを構成するなど、クラウドならではの考え方とする、マイクロサービスアーキテクチャの採用や継続的な改善（開発）等を行い、最新の技術トレンドや標準に合わせて最適化し、総合的に生産性・信頼性を向上させること。

²⁰ 信頼性を確保しつつデータを共有できる標準化された仕組み。EU ではデータスペースの取組を体系的に進めており、同時に、世界に向けて、デジタル基盤や参照モデルなどを発表することで EU 主導による国際的な標準化を進めている。

²¹ 商品・製品の企画・開発から、原材料や部品などの調達、生産、在庫管理、配送、販売、消費（利用・使用）までのプロセス全体のことであり、「モノの流れ」に着眼した考え方。

²² 商品・製品の企画・開発から、原材料や部品などの調達、生産、在庫管理、配送、販売、消費（利用・使用）までのプロセス全体のことであり、各工程を経て付加される価値創造に着眼した考え方。

（３）デジタルを活用した課題解決により、結果として「デジタル化」が「当たり前」となる取組の強化

デジタルを活用し、我が国の様々な課題を具体的に解決する。極力人手を介さないこと、無駄・不便を発生させないことにより、良質な体験と満足につなげる。こうしたことを通じて、デジタル化のメリットを実感できる分野を着実に増やしていき、その結果として、従来のアナログな仕組みに慣れている方も含め、「デジタル化」に対する不安やためらいを払拭していく。また、政策データの可視化（政策ダッシュボード²³等）の取組を強化し、目指す社会に向けた進捗をモニタリングし、政府の取組の際に参照するとともに、公表し、継続的改善を実施する。さらに、デジタルを活用した具体的な取組や成果についての情報発信・広報も積極的に行い、実際に生活が便利になっていることを事例をもって示していく。

（４）国・地方デジタル共通基盤の整備・運用

人口減少社会においても公共サービスをデジタルの力で維持・強化していくには、約 1,800 の自治体が個々にシステムを開発・所有するのではなく、国と地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い自治体が利用する仕組みを広げていくことが重要であり、「第 6 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に取り組む。

（５）国際連携強化

気候変動や感染症の世界的流行（パンデミック）など、世界的規模での持続可能性に関する課題をデジタルで解決するためには国際連携は必須である。また、デジタル産業基盤強化の観点からも、我が国の市場に閉じたデジタル化の推進は意味をなさず、国際展開を常に視野に入れた市場形成や施策が必要となる。

また、感染症の世界的流行（パンデミック）や昨今大きく変化している地政学的状況においては、サイバーセキュリティやデータの信頼ある流通の枠組みなど、デジタルに係る基盤整備において有志国との間での国際連携を強化するという視点が重要である。

²³ デジタル庁が公開している、政策に関する進捗等の情報を、複数の数値やグラフといったデータによって一元的に表示して閲覧できるツールのこと。

5. 重点課題に対応するための重点的な取組

(1) デジタル共通基盤構築の強化・加速

① デジタル共通基盤構築

デジタルを活用して課題を具体的に解決し、実際に生活が便利になっていくことで、「デジタル化」が「当たり前」だと受け止められれば、さらにデジタルを活用した課題解決が進んでいく。この観点から、まずはデジタル完結の基盤を整えるとともに、行政関連手続において紙や訪問・対面等が介在する余地をなくし、無駄・不便を徹底して除去していく。デジタル完結の基盤として、マイナンバー制度/マイナンバーカードをはじめとするデジタル共通基盤に係る取組を強化・加速していくとともに、マイナンバー制度/マイナンバーカード等の安全性・信頼性、利便性向上等について国民に広く周知していく。

ア 個人におけるデジタル完結の基盤となるマイナンバー制度/マイナンバーカードに係る取組の強化・加速

A マイナンバー制度の推進

マイナンバー制度は、国民の利便性向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現を目的としている。各種の行政手続において、「誰の」個人情報であるかを正確に特定し、行政機関同士で情報連携を行うことで、添付書類の省略等が可能となっている。

2023 年 6 月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律²⁴」によって、社会保障制度、税制、災害対策分野以外の行政手続においてもマイナンバーの利用の推進を図ることとなっている。2024 年夏までに各制度所管省庁に対してそれぞれの事務においてマイナンバー制度の利用可能性の^{しつこい}体系的な調査を行い、その結果を踏まえ、2025 年通常国会への法案提出を目指すなど、マイナンバー制度の推進を図る。

また、マイナンバー情報総点検を踏まえ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律²⁵（以下「マイナンバー法」という。）に新設された特定個人情報の正確性の確保のための支援規定に基づき、^{ひも}紐付け実施機関に対する丁寧な支援を実施する。併せて、マイナンバー登録事務のデジタル化を進める。

B マイナンバーカードの普及と利活用の推進

マイナンバーカードはデジタル空間における最高位の本人確認機能を有しており、一人一人に最適化された利便性の高い行政サービスの提供や、行政機関の事務処理の効率化を実現するために重要な基盤である。

引き続き、マイナンバーカードへの理解を促進し、円滑なカード取得のための申請環境及び交付体制の整備を更に促進する。また、スマートフォンから様々な行政手続ができる「オンライン市役所サービス」の徹底と、マイナンバーカードを日常生活の様々な局面で利用できるようにする「市民カード化」を推進する。そして、マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及に取り組む。

今後、マイナンバー制度の推進、マイナンバーカードの普及と利活用の推進のために、主に以下の取組を進める。

²⁴ 令和 5 年法律第 48 号。

²⁵ 平成 25 年法律第 27 号。

a マイナンバーカードと健康保険証の一体化

現行の健康保険証について、2024 年 12 月 2 日から新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとしている。マイナ保険証への移行に際しては、紐づけの総点検^{ひも}に加え、登録済みデータ全体の住民基本台帳情報との突合とその後の確認作業を行い、国民の不安払拭のための措置を講じた。また、現行の健康保険証の新規発行終了後も最大 1 年間、現行の保険証が使用可能であるほか、マイナ保険証を保有しない方には申請によらず資格確認書を発行するなど、デジタルとアナログの併用期間を設けることで、全ての方々が安心して確実に保険診療を受けていただける環境整備に取り組む。

マイナ保険証は医療の質の向上につながるものであり、今後医療 DX を進めることで様々なメリットが増えていく。こうしたメリットを訴求する動画を作成してテレビ CM など様々な媒体で周知広報するとともに、マイナ保険証体験会により実際にご利用いただく機会を提供するなどマイナ保険証の利用促進・広報に取り組む。また、マイナ保険証の医療現場における利用勧奨について関係者一丸となって積極的に取り組む。

b マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化

救急隊がマイナンバーカードを活用して、オンライン資格確認等システムから傷病者情報を正確かつ早期に把握することによる救急業務の迅速化・円滑化について、2024 年度に先行実施する 67 消防本部 660 隊が参画する全国規模の実証事業の結果を踏まえ、2025 年度に全国展開を推進する。

c 健康・医療・介護分野におけるマイナンバーカードを活用したデジタル化

法律にその実施根拠がある公費負担医療や地方公共団体が単独に設けた医療費等の助成制度（以下「公費負担医療制度等」という。）の受給者証、予防接種の接種券、母子保健（健診）の受診券、医療機関の診察券、介護保険証等をマイナンバーカードと一体化することにより、マイナンバーカード一枚で受診できる環境整備など、医療 DX の推進に関する工程表等に基づき取組を進める。

マイナンバーカードを公費負担医療制度等の受給者証として利用する取組については 2023 年度末より、予防接種の接種券、母子保健（健診）の受診券、介護保険証として利用する取組については、2024 年度より先行実施の対象自治体において順次事業を開始するとともに、その上で、全国的な運用を 2026 年度以降より順次開始する。

d 運転免許証とマイナンバーカードの一体化

2024 年度末までの少しでも早い時期に運転免許証とマイナンバーカードとの一体化の運用を開始する。スマートフォンに免許情報を記録するモバイル運転免許証については、デジタル庁が整備中の各種資格者証の情報を格納できる汎用的なシステムの活用を前提に検討を進め、デジタル庁と連携して当該システムの整備状況を踏まえつつ、一体化の運用開始後、極力早期の実現を目指す。

e マイナンバーカードと在留カードの一体化

2024 年通常国会において成立した「出入国管理及び難民認定法等一部改正法²⁶」に基づき、早期の施行に向けて、関係省庁とともに政省令やシステム等を整備する。

f 障害者手帳とマイナンバーの連携の強化

マイナンバー連携を活用し、スマートフォンアプリやウェブサービスで障害者手帳情報を簡便に利用できる民間の仕組みについて、障害当事者への情報提供を進める。

²⁶ 令和 6 年法律第 59 号。

g 年金情報とマイナンバーカードの連携の強化

マイナポータルにログインをすることにより、「ねんきんネット」上の年金加入記録等の情報を閲覧可能となっている。今後、「ねんきん定期便」のデジタル化を更に促進し、日本年金機構が作成する「ねんきん定期便」情報を本人の申請や確認を待たずしてマイナポータル上でお知らせする機能を構築する。

h 資格情報のデジタル化

医師、歯科医師等の約 30 の社会保障等に係る国家資格等は、資格管理者等が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築を行い、マイナンバーカード・マイナポータルを活用し手続きをオンライン化・デジタル化する。また、技能士資格情報や、技能講習修了証明書、建設キャリアアップカード²⁷のオンライン・デジタル化に更に徹底して取り組む。

i 確定申告の利便性向上に向けた取組の充実

マイナポータルと e-Tax を連携することで、確定申告に必要な各種証明書等のデータを自動入力する仕組みを構築しているところ、この取組を更に充実させ、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現を図る。

j 引越し手続のデジタル化の更なる推進とデジタル完結の検討

全市区町村においてマイナポータルから転出届の提出・転入予定市区町村への来庁予定の連絡を可能とする「引越し手続オンラインサービス」について、引き続き、国民の利便性向上及び市区町村での業務効率化に向け必要な取組を行う。加えて、引越しを行った者が、マイナポータル等で民間事業者提供同意を示すことで、民間事業者が変更後の住所情報を受領できるサービスの構築を検討する。

さらに、確実な本人確認や居住実態の確認等に関する課題を踏まえた方策について検討を行った上で、地方公共団体の標準準拠システムへの移行状況も踏まえつつ、転入時に必要な手続を含めた、将来的な完全オンライン化を目指す。

k 死亡相続手続のデジタル完結

死亡に関する手続（死亡届及び死亡診断書（死体検案書）の提出）のオンライン・デジタル化に向けて、デジタル庁において、厚生労働省及び法務省とともに課題の整理を行うとともに、オンライン・デジタル化実現に向けた具体的なシステム設計に関する検討を進める。また、法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策について、社会実装に向けた論点整理を行い、その実現を支援する。

l 在外選挙人名簿登録申請のオンライン化等の検討

関係省庁及び地方公共団体の選挙管理委員会と連携し準備を進め、電子メールの利用等による在外選挙人証の交付等の迅速化を図る。在外選挙人名簿登録申請手続におけるマイナンバーカードの活用については、関係省庁と連携して検討する。また、在外選挙におけるネット投票の検討については、課題の整理、対応など調査研究を進める。

m 「市民カード化」の推進

マイナンバーカードを日常生活の様々なシーンに持ち歩き、安全、安心に様々な形で利用ができる

²⁷ 建設キャリアアップシステムに登録した技能者に発行されるカード。

ようにする。図書館カード、印鑑登録証、書かない窓口の実現など、行政による市民サービスにおけるマイナンバーカードの利活用については、自治体が共同利用できるシステムやアプリの提供を行うと共に、推奨すべきケースやソフト/システムを積極的に特定し、当該サービスの全国への展開を積極的に支援する。

なお、コンビニ交付サービスや行政手続のオンライン化をはじめとしたフロントヤード改革²⁸についても、引き続き推進する。

n 公金受取口座の活用推進

金融機関経由での登録受付については、マイナンバー検証機能の導入に伴うシステム開発完了後に開始する。行政機関経由登録（含む特例制度）については、システム開発完了後、順次開始する。

o スマートフォンへの搭載等マイナンバーカードの利便性の向上

スマートフォン用電子証明書サービスについて、2023 年 5 月に Android 端末への搭載を開始しており、順次対応サービスの拡大を図る。また、iOS 端末についても実現に向けた検討を進める。加えて、マイナンバーカードの電子証明書機能に加え、マイナンバーカードが保有している基本 4 情報等（氏名、生年月日、住所、性別、マイナンバー、顔写真）をスマートフォンに搭載することを目指す。

p 様々な民間ビジネスにおける利用の推進

マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及を図るため、手数料の当面無料化、最新の住所情報等の提供、スマートフォン用電子証明書搭載サービスを推進する。

また、エンタメ分野や酒・たばこ販売時の年齢確認サービスなど、各分野における新たなユースケース創出のための実証実験を行う。

q マイナポータル API の利用拡大等による官民のオンラインサービスの推進

マイナポータルで提供している自己情報取得 API²⁹や医療保険情報取得 API といった各種 API について、ウェブサービス提供者等の声を聞きつつ、関係省庁と必要に応じて連携した上で、より利用しやすいサービスとなるための取組を検討し、利便性の向上を目指す。また、マイナポータル API 仕様公開サイト等を通じて、マイナポータル API に関する情報発信を行う。

イ 法人におけるデジタル完結の基盤となる取組の強化・加速

A 公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備

行政手続において情報の提出は一度限りとする（ワンスオンリー）や民間事業者の DX 促進等に向けて、行政機関間の情報連携や民間事業者を含めたデータの利活用を推進するために、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ³⁰）として、社会の基盤となるデータ群の整備や利活用を進めているところ。

今後、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）について、2024 年通常国会で成立した情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律³¹（以下「デジタル社会形成基本法等の一部改正法」という。）に基づき、公的基礎情報データベース整備改善計画（以下「整備改善計

²⁸ オンライン申請、「書かないワンスストップ窓口」等、住民との接点の多様化・充実化やデータ対応の徹底など。

²⁹ Application Programming Interface の略称。他システムの情報や機能等を利用することで、アプリケーションの開発やデータの共有・利活用を容易にするための仕組み。

³⁰ 住所・所在地、法人の名称など、制度横断的に多数の手続で参照されるデータからなるデータベースであって、整備を行うことで国民の利便性向上や行政運営の効率化等に資するもの。

³¹ 令和 6 年法律第 46 号。

画」という。)を策定し、総合的かつ計画的に整備や利用を推進する。公的基礎情報データベース(ベース・レジストリ)を構成するデータの品質を確保するため、関係機関の果たすべき役割や具体的な取組を検討し、整備改善計画において定める。

商業登記・不動産登記関係データベースについては、整備改善計画で定めた全ての国の行政機関や自治体が利用できるデータベースの整備を行うとともに、同計画に基づき利用目的の特定、変更を行う等の個人情報の適正な取扱いの観点から必要な対応を行う。

住所・所在地関係データベースについては、地方公共団体の協力を得て、関係省庁と連携し 2024 年度中に町字情報を整備し、地方公共団体から町字の変更について提供を受けデータの最新性を保つ。

民間企業に対する登記情報 API の開放について、利便性向上及び個人情報の適正な取扱いの観点から登記制度の趣旨を踏まえて検討する。

B 全体最適を意識した事業者向けサービスのシステム整備

事業者向けの行政サービスについても、個人向けの行政サービスと同様に、全体最適を意識したシステム整備が重要である。①事業者向けの行政サービスの利用者体験向上に向けた環境の整備、②事業者向け行政サービスで利用する共通機能の整備、③各省庁における事業者向け行政手続の効率的なデジタル化の 3 点を大きな課題として整理してきたところ。

a 事業者向けの行政サービスの利用者体験向上に向けた環境の整備

利用者体験の整備においては、事業者の目線に立って、事業者の行政サービスの体験プロセスを具体的に整理する。あわせて、事業者がワンストップで様々な行政サービスにアクセスできる環境を整備するため、事業者が手続を行う際のポータル(事業者向けポータル)について、正式版の運用を念頭に、e-Gov の機能の活用可能性を含めた検討及び実証版の構築を行っていく。また、調達ポータルについては、次期システムにおいて国の調達全般にかかるポータルサイトを目指すことで、事業者への利便性向上を図る。

b 事業者向け行政サービスで利用する共通機能

事業者等の法人(個人事業主を含む。)が様々なサービスにログインできる認証機能である G ビズ ID を、原則すべての行政手続で採用すべく各省庁と連携して検討を進める。行政手続における料金支払い等の決済、事業者向けの通知、各種行政文書の保管等については、デジタル庁が保有する政府共通決済基盤、e-Gov の電子送達機能の活用可能性等を検討した上で、今後実装計画を整備する。

また、官民取引や企業間取引のデジタル完結とデータ相互運用性の確保を目指し、関係府省庁や事業者との連携を進める。

c 各省庁における事業者向け行政手続・補助金申請等のデジタル化

事業者向けの行政手続・補助金申請においては、デジタル庁が整備した調査ツールによる各省庁の状況調査を行い、引き続き、各省庁はデジタル化に関する取組を推進する。特に年間手続件数の少ない行政手続についてはデジタル庁が整備した共通機能の活用等を通じて、各省庁において効率的なサービス開発を進め、費用負担の低減を目指す。また、各省庁において、重要度が高く、大規模な行政手続システムについては、システムのモダン化の検討を行う。

事業者向け補助金申請については、J グランツを改修し対応可能な補助金の種類数を増加させることで、2025 年度以降、各省庁において、事業者向け補助金の電子申請対応を原則とすることとし、事業者による電子申請率の向上を図る。

② 包摂的なデジタル社会に向けた環境整備

デジタルを活用した具体的な課題解決によって良質な体験ができるようになることで、結果として「デジタル化」が「当たり前」であると受け止められることを目指していくが、その際、デジタルから排除されることで良質な体験ができない方々がいると、「デジタル化」は「当たり前」のものにならず、「誰一人取り残されない人に優しいデジタル化」は実現しない。したがって、包摂的なデジタル社会に向けた環境整備は極めて重要である。環境整備の結果、ユーザーである国民、企業、行政職員のデジタル行政サービスに係る満足度や各サービスの浸透度も高まっていくことを想定し、これらを重要な指標と捉えて調査を行う。また、「デジタル化」に対する国民の不安やためらいについても合わせて調査・モニタリングしていくとともに、結果も公表し、継続的改善を実施する。その上で、包摂的なデジタル社会に向けた環境整備に係る取組を、国際的な議論も参照しつつ、以下の3つの枠組みの下で進めていく。アについては、我が国では国際的にも進んでいるため引き続き取り組むとともに、イとウをさらに強化していく。

ア デジタルの利用環境・インフラ整備

デジタル田園都市国家インフラ整備計画（2023年4月改訂）等に基づき、光ファイバの未整備地域の解消や5Gの人口カバー率拡大、非居住地域における利用用途に応じた通信環境整備、非地上系ネットワークやデータセンターの整備を推進する等、引き続き利用環境・インフラ整備を進める。

イ デジタルを正しく理解し活用する力（デジタルリテラシー）の向上

デジタル活用支援推進事業や、デジタル推進委員の取組を継続的に実施し、動画等の分かりやすいコンテンツ等も活用して、高齢者や障害者をはじめ、デジタル機器やサービスに不慣れな方の不安解消に取り組む。また、インターネット上に流通・拡散する偽・誤情報への対応等について、国際的な動向を踏まえつつ、プラットフォーム事業者の取組の透明性・アカウントビリティの確保、デジタル広告に関する課題への対応、幅広い世代におけるリテラシー向上等、制度面も含む総合的な対策を進める。

ウ 誰でもデジタルに関する製品やサービスを利用できる環境（アクセシビリティ）の確保

ウェブコンテンツ（行政サービス、オンラインシステム、ホームページ、動画や資料等を含む）や放送において誰でもデジタルに関する製品やサービスを利用できる環境（アクセシビリティ）の確保を徹底し、すべての方々にとってアクセス可能となる情報コミュニケーション基盤を確立する。そのため、WCAG 2.2³²等の国際的な最新技術動向も踏まえ、ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック³³の改定を行う。行政機関の情報提供や行政手続のウェブサービスについては、利用者の誤解や操作ミスを防ぎ、誰もが便利で簡易に使えるよう、開発工程から一貫して取り組むとともに、試験等の品質確認の確実な実施を徹底する。放送についても、情報アクセス機会の均等化を実現する。

また、利用者中心のデジタルサービスの提供にあたっては、「窓口で相談してからオンラインで申請」、「ウェブ自動応答（チャットボット）で問い合わせをしてからオンライン手続」等、アナログとデジタルのメリットを組み合わせ、利用者にとって最も利便性が高く、体験が良くなる手段を選択できることが望ましい。そこで、各サービス利用者が得られる価値を、利用者の立場に立って最大化するため、各サービス間で情報を連携して利用体験を連動させることで、すべての方々にサービスの利用機会・体験が保障されるようにする。デジタル庁及び総務省は、サービス改善に取り組む行政関係者向けの情報提供や行政評価の枠組みの検討を行う。

³² Web Content Accessibility Guidelines 2.2 (W3C Recommendation 05 October 2023)

³³ 多様な人々が、障害等の有無やその度合い、年齢や利用環境に関わらず、デジタルで提供されている情報やサービスを利用できるようにすること（ウェブアクセシビリティ）に初めて取り組む行政官や事業者向けのガイドブック。

③ デジタル人材育成

デジタルを活用した課題解決を進め、実際に生活を便利にして「デジタル化」を「当たり前」にしていくためには、その担い手たる人材が必要であるが、現在、質・量ともに不足していることから、現状を把握した上で、デジタル人材育成の取組を強化する必要がある。

これまで DX を推進する人材に必要な役割やスキルを明確化した「デジタルスキル標準」を定め、スキル標準に基づく教育コンテンツの一元的な提示や、地域企業と協働して実際の企業の課題解決に取り組むプログラムなどを実施する「デジタル人材育成プラットフォーム」の整備を進めてきた。今後は、個人が持つデジタルスキル、スキルアップ状況、試験によるスキル評価のデータを蓄積・可視化し、保有スキルの証明をデジタル資格証明(デジタルクレデンシャル³⁴)の形で発行していくことで、個人における継続的な学びと、目的をもったキャリア形成の実現を目指し、これを独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」という。)で運用していく仕組みを検討する。

また、教育の観点では、教育カリキュラム等の充実や専門性の高い指導者・教員の確保等に引き続き取り組んでいく。例えば、数理・データサイエンス・AI 教育強化拠点コンソーシアムにおける活動や、大学等の優れた教育プログラムを国が認定する制度、大学院における人文・社会科学系等の分野と情報系の分野を掛け合わせた学位プログラムの構築等を通して、大学等における数理・データサイエンス・AI 教育を進めていく。

加えて、小規模の市町村等において、DX 推進を担う人材確保が困難であることを背景に、都道府県を中心に都道府県と市町村が連携した地域 DX 推進体制の構築が進みつつある。こうした取組を更に加速化し、2025 年度中に、各都道府県の実情を踏まえつつ、全ての都道府県で「自治体 DX 推進センター(仮称)」といった推進体制を構築し、その中で、市町村が求める DX 支援のための人材プール機能を確保できるよう、総務省において、都道府県間の連携も促進しながら、デジタル庁と連携し、支援の取組を進める。

³⁴ 個人の経歴、資格、スキル等の広範な情報を記載したデジタル形式の証明書。

(2) 制度・業務・システムの三位一体での取組

デジタル臨時行政調査会において策定された「構造改革のためのデジタル原則」に基づく業務・制度の見直しは極めて重要な取組であり、これに基づき、これまでアナログ規制一掃に向けた取組を進めてきたところ。

我が国が直面する人口減少・労働力不足の中で、極力不要な人手を介さない、無駄・不便を生み出さない、といった、需要側・供給側の双方にとって便利で良質な体験が得られるようにするためには、制度・業務まで含めた改革が不可欠である。このため、今後、「構造改革のためのデジタル原則」等をさらに徹底し、政策の企画・立案段階から、制度・業務・システムを一体として捉えた検討を行い、これらの整合性を確保して「三位一体」で取組を推進することをデジタル政策における大前提とする。

その上で、この大前提の下に、既存制度・業務のデジタル化においても、システムだけではなく制度・業務も同時に改革していく。毎年、重点分野を定めて政府のリソースを集中させ、デジタル関係制度改革検討会等において、三位一体での取組を進めていくこととし、デジタル化のメリットを実感できる分野を着実に増やしていく。

新たな政策立案・制度創設等においても、企画・立案段階から業務設計、情報システムの整備・運用に係る検討が行われるよう、新規法令等のデジタル原則適合性確認プロセス（デジタル法制審査）の機能等を強化し、政府情報システムのプロジェクトにおける予算要求段階、執行段階といった各フェーズに応じたレビューを通じて、上記「三位一体の大前提」に基づき、制度・業務・システムの整合性の確保を進める。

また、ドローン、自動運転等の現実空間（フィジカル空間）で革新をもたらすデジタル技術を活用することでも、物理制約を超え、人手が介在する余地を減らす可能性がある。実際に効率化や利便性・体験の向上につなげるためには、制度・業務・システムの三位一体で取り組まなければならない、デジタル技術の導入支援を含め、「デジタルライフライン全国総合整備計画³⁵」によりハード・ソフト・ルール³⁶の整備を進めていく。

(3) デジタル行財政改革

急激な人口減少等を見据え、利用者起点で行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化等を実現すべく、「デジタル行財政改革取りまとめ 2024³⁶」に基づき取組を実行する。教育、交通、医療・介護、子育て、福祉相談、防災等の各分野において、教育 DX、介護現場の生産性向上、専門事故調査に関する体制整備等による自動運転の社会実装の加速³⁷等に向けた制度やシステムの整備を推進する。「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針³⁶」に基づき、国・地方が共通デジタルサービスを利用できるよう、国・地方公共団体間の連絡協議を深め、縦割りの弊害を排して政府横断的な推進体制の下で各府省庁がデジタル庁・総務省と連携し、主体的に業務見直しとシステム構築を行うとともに、デジタル庁を中心に必要な専門人材を確保しつつ、初期開発や移行・普及支援、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）などのデジタル公共インフラの整備、地方への普及支援等を推進する。同時に都道府県に公共サービス DX 推進のハブ機能を形成し、都道府県は域内基礎自治体を支援するとともに、国は、専門人材の採用支援を行う。そして、重要分野の改革推進のため、中長期的 KPI の設定と政策手段と政策目的の論理的なつながりを図示化したもの（ロジックモデル）³⁸の構築等により政策の進捗モニタリングと改善を行う。また、基金全体の不断の点検・検証を進める。

³⁵ デジタルライフライン全国総合整備実現会議決定（2024 年 6 月 5 日）、デジタル行財政改革会議決定（2024 年 6 月 18 日）、デジタル社会推進会議決定（2024 年 6 月 21 日）。

³⁶ 2024 年 6 月 18 日デジタル行財政改革会議決定。

³⁷ 「モビリティ・ロードマップ 2024」2024 年 6 月 21 日デジタル社会推進会議決定。

³⁸ 政策手段と政策目的の論理的なつながりを明確化するため、政策手段から政策目的までの「経路」（ロジック）を図示化したもの。

(4) デジタル・ガバメントの強化（システムの最適化）

引き続きデジタル・ガバメントの強化に取り組むが、その際、供給側・需要側の双方において、有限の労働力や時間が生産的・効率的に使われるようにするという観点を持ち、我が国のリソースに思いを致すことが重要である。基本的方向性として、供給側については、デジタル化に係る重複投資を避けること、古いテクノロジーにリソースが張り付くことを避けること、リソース育成にも資する取組を講じていくことにより、産業界の動向と整合性を取る。需要側については、政府の業務効率化、IT調達や運用に係る業務負担の低減、ユーザーの利便性の向上等により無駄・不便を取り除いていく。

この観点からは、公共分野における IT 調達等のデジタルに係る事業が、携わる人材も含め、民間部門における事業と大きく異なった特殊なものとならないようにしていく必要がある。また、公共分野における事業が海外展開にもつながり得るように組み立てることが重要なため、公共分野のシステム全体のアーキテクチャを戦略的に定義する。併せて、情報システム関係経費の費用対効果の可視化にも取り組む。

① 公共分野における取組

人口減少社会においても公共サービスをデジタルの力で維持・強化していくには、各府省庁や約 1,800 の自治体が個々にシステムを開発・所有するのではなく、国と地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い自治体が利用する仕組みを広げていくことが重要である。

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき、①システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫という最適化された行政、②即時的なデータ取得により社会・経済の変化等に柔軟に対応し、有事の際に状況把握等の支援を迅速に行うことができる強^{きやう}靱な行政、③規模の経済やコストの可視化及び調達の共同化を通じた負担の軽減により、国・地方を通じ、トータルコストが最小化された行政を目指すとの基本的価値を国と地方が共有しつつ、連絡協議の枠組みの下、「各府省庁による所管分野の BPR とデジタル原則の徹底（タテの改革）」と「デジタル公共インフラ（DPI³⁹）の整備・利活用と共通 SaaS⁴⁰利用の推進（ヨコの改革）」の取組を進める。

このことから、国においては、まず、原則として、政府情報システムは、クラウドに最適化されたシステムをガバメントクラウド上に構築し、クラウドサービス事業者が提供するサービスを活用して効率的に運用する。全機能の個別スクラッチ開発は極力避け、機動的なシステム構築を推進するとともに、可能な限り既製の SaaS を活用し、システムの統廃合や共通化・共同化の検討も徹底する。このため、業務にシステムを合わせるのではなくシステムに業務を合わせ、業務やその前提となる制度を改めることとする。

デジタル庁は共通で利用できる機能の部品化（コンポーネント化）を進め、認証・署名・決済・ポータル・申請・手続処理・データベース・端末・サーバ・ネットワークなどの共通機能、API、SaaS のカタログを整備するとともに、ガバメントクラウドを活用した政府情報システムの効率的な活用を支援する。

各府省庁は、情報システム整備方針等を踏まえ、業務改革（BPR）の推進、共通機能の活用の徹底、システムの統廃合・サブシステムや機能の集約等を進める。例えば、申請・届出、個人や法人の認証等に係る機能等は既に整備されているものを活用する。ガバメントクラウド上に構築したシステムは稼働状況を逐次把握可能となることから、利用状況やニーズなどのデータに応じたサイジングを行う。

³⁹ Digital Public Infrastructure の略称。

⁴⁰ Software as a Service の略称。利用者が必要とする業務アプリケーションやコミュニケーション機能等を既に構築・運用されているサービスをインターネット経由で利用することができるもの。システムを個別に構築することなく、デジタル化が可能で、「作る」から「使う」への転換につながる。

これらを具体的に進めるために、まず、機能的共通性を検証し、その実現可能性等についての結果に基づき、対応可能なシステムから、共通機能等の組み合わせ方、統廃合等を検討の上、次期システム更改での実装を目指すこととする。次に、そこで得られた知見を踏まえ、システム更改時期を考慮しつつ、随時、全システムに検討の範囲を拡大する。その際、プロジェクト計画書等に基づいて詳細に検討し、優先順位を付けた上で、活用可能な共通機能、共通化・共同化、既製の SaaS の活用等の選択肢の中から、順次、実行する。最終的には、実行したプラクティスを基に取組を改善した上で、すべての政府情報システムについて必要な取組を実行し、最適化を進める。

加えて、アーキテクチャ・データ連携のあり方についても定め、その観点から政府情報システムの全体としての最適化の進め方も検討する。

より良い行政サービスを低コストで国民に提供するために、また、予算全体の抑制の観点から、デジタル化による利便性の向上や行政の効率化等を進め、その成果を国民に実感してもらうために可視化する必要がある。政府情報システム全体の最適化を進めるために、今後 5 年間で集中取組期間と位置付け、ライフサイクルに応じて、これらの施策に集中して取り組む。システム経費や費用対効果の「見える化」の観点から、以下の取組を進める。

- ・ 需要側・供給側の双方にとって便利で良質な体験が得られることを目指し、制度・業務・システムの三位一体での取組の結果に基づき、政府情報システムの運用等経費等の 3 割削減目標に引き続き取り組み、毎年度の決算に基づき達成状況を公表する。
- ・ 利用者の利便性向上、将来の情報システム経費の抑制、削減、行政の効率化、新たなサービスや事業機会創出による経済効果などデジタル化によって得られる効果全体の最大化に向けて、行政事業レビューシートの枠組みを活用して情報システム関係経費の費用対効果を定量的に可視化した上で公表する。
- ・ 各システム経費の実績の一覧を公表し、継続的改善を促す。

なお、クラウド活用が原則になることを考えると、クラウドの選択肢が絞られないことが重要であり、クラウドに係る人材不足がボトルネックとならないように、人材育成等を戦略的に進める必要があることには留意しなければならない。

さらに、地方公共団体情報システムの統一・標準化の取組についても、基幹業務システムを利用する全ての地方公共団体が、原則 2025 年度までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう、環境を整備する。その際、2025 年度に向けて、制度改正等が移行作業に与える影響を地方公共団体や事業者を通じて丁寧に把握し、移行困難システムを含む基幹業務システムの標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行に向けて積極的に支援する。

標準準拠システムは、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュ（情報連携の基盤）への連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有する。公共サービスメッシュ（情報連携の基盤）は、行政が保有するデータを安全・円滑に連携できるよう、機関間の情報連携・地方公共団体内の情報活用・民間との対外接続を一貫した設計で実現する。マイナンバー制度に基づく機関間の情報連携については、現行の中間サーバ等に相当する共通機能の提供や情報提供ネットワークシステムの刷新を行う。地方公共団体内の情報活用については、順次、地方公共団体が必要な機能を実証的に利用可能とする。

② 準公共分野等における取組

これまでの「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、準公共分野⁴¹として、「健康・医療・介護」、「教育」、「防災」、「こども」、「モビリティ」、「農林水産業・食関連産業」、「港湾（港湾物流分野）」、「インフラ」の8分野を指定してきた。さらに、横断的な連携が重要な相互連携分野として、「取引（受発注・請求・決済）」、「スマートシティ」の2分野を指定してきた。引き続き、これらの分野を指定し、必要な取組を進めていく。

準公共分野等においても、制度・業務・システムの整合性を確保した三位一体を前提として取組を進め、無駄・不便を取り除き利便性を向上させるという成果を具体的に出していくことが重要である。生活に密接に関連していることから、「デジタル化」が「当たり前」のものだと多くの方々に受け止められていくことが期待される。その際、「①公共分野における取組」の記載と同様に、システムの最適化を進めていく。

その上で、主に、以下の取組について進める。

ア 健康・医療・介護分野

A 電子カルテの標準化

医療機関等での電子カルテ情報の共有について、オンライン資格確認等システムを拡充し、電子カルテ情報共有サービスを構築するとともに、2024 年度中に先行的な医療機関等から順次運用を開始する。

さらに、必要な患者の医療情報を共有するため、遅くとも 2030 年には概ねすべての医療機関において電子カルテの導入を目指すこととし、まずは医科診療所向けに、標準規格に準拠したクラウドベースの電子カルテ（標準型電子カルテ α 版）を 2024 年度中に開発し、試行的実施を目指す。

B 診療報酬改定 DX

医療機関等の各システム間の共通算定マスタとなる医薬品マスタを改善し、2024 年度中に提供することで、自治体、医療機関等の間で生じる情報共有にかかる間接コストの軽減を図る。あわせて、診療報酬算定と患者の窓口負担金計算を行うための全国統一の共通算定モジュールについて、2024 年 2 月に設計・開発を開始し、2025 年度にモデル事業を実施した上で、2026 年度に本格的に提供する。

C オンライン診療の促進

オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針に基づき、2024 年度に遠隔医療の調査を行い、課題と解決策等の検討を行うとともに、2024 年度以降、オンライン診療等の標準的な活用方法を既存の診療ガイドラインに位置づけることを目的とした臨床研究を推進する。

イ こども分野

A 必要な情報を最適に届ける仕組みの構築

2024 年度に全国の子育て支援制度の網羅的調査を実施し、同年度中に「子育て支援制度レジストリ」を整備する。整備されたレジストリを民間の子育てアプリと連携可能とすることにより、子育て世帯が必要な情報を、日常使う子育てアプリに、最適なタイミングで配信する仕組みを 2025 年度以降実現する。

⁴¹ 生活に密接に関連していて、国と民間が協働して支えている準公共サービスのうち、国による関与（予算措置等）が大きく、他の民間分野への波及効果が大きい分野。

B 出生届のオンライン化

全ての自治体において出生届のオンライン化を可能とするため、マイナポータルから戸籍情報連携システムを介したオンライン届出を 2026 年度を目途に実現することを目指すとともに、出生証明書については自治体と医療機関等をつなぐ情報連携システム（PMH⁴²）等を介して医療機関から自治体に直接提出することを可能とすべく、検討を進める。

それまでの間、出生証明書について医師等の電子署名の付与を不要とする省令改正を実施し、希望する市区町村が、試行的に出生証明書の画像情報による添付を可能とした上で、マイナポータルの「手続の検索・電子申請」機能を用いた出生届のオンライン届出を 2024 年 8 月中を目途に実現する。

C 母子保健分野におけるデジタル化の推進

自治体と医療機関等をつなぐ情報連携システム（PMH）を活用し、マイナンバーカードを健診の受診券として利用するとともに、マイナポータル等を活用して事前に問診票をスマートフォンで入力できる取組等について、希望する自治体において先行的に運用を開始する。2024 年度以降、導入自治体の拡大を図るとともに、必要な機能の拡充を行う。

あわせて、電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、2024 年度から課題と対応を整理した上で、2025 年度にガイドライン等を発出し、2026 年度以降の電子版母子健康手帳の普及につなげる。

D 里帰りする妊産婦への支援

2024 年度に自治体と医療機関等をつなぐ情報連携システム（PMH）を活用した里帰り妊産婦に係る母子保健情報の自治体間連携システムを整備するとともに、希望する自治体において先行的に運用を開始する。その上で、2026 年度以降の全国展開に向け、2025 年度においては実施自治体の拡大を図る。

E 保育業務の届出一度きり原則（ワンスオンリー）実現に向けた基盤整備

給付・監査等の場面における保育士等や自治体担当者の事務負担の軽減を図るため、2025 年度までに様式・通知等の見直しを進める。また、保育施設や自治体の業務システムと連携した施設管理プラットフォームを整備することにより、データ連携に基づく新たな業務の運用を開始し、2026 年度以降その全国展開を進める。

F 保活ワンストップシステムの全国展開

「保活」に係る保護者等の負担軽減を図るため、一連の「保活」がワンストップで完結できるよう、保活情報連携基盤を 2025 年度中に構築することでシステムや行政手続間の連携を確保するとともに、申請事務・届出情報の標準化や、再調整・引越しの際の申請手続の簡素化を進め、2025 年度に所要の通知等の見直しを行い、2026 年度の入所申請に向けた「保活」から運用改善を開始する。

G 就労証明書のデジタル化

就労証明書について、2025 年度入所申請に向けて「追加項目」の精査・標準化を行い、2024 年夏までに標準化された「追加項目」をマイナポータル上にデータ化するとともに、2026 年度の保活ワンストップシステムの実装までにオンライン提出を可能とする。保護者、自治体、企業に最も負担が少なく、合理的な方法を検討し、結論を得て 2025 年度中に保活情報連携基盤の機能を拡張する。

⁴² Public Medical Hub の略称。医療費助成、予防接種、母子保健等の分野におけるマイナンバーカードを活用したデジタル化を実現するための、自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム。

H 保育現場における ICT 環境整備

2025 年度中に保育施設等における ICT 端末導入率 100%を目指し、ICT 導入状況等に関する調査研究を実施するとともに施設管理プラットフォームや保活情報連携基盤とデータ連携が可能な保育 ICT システムの標準仕様を検討し、それらの結果を踏まえ、段階的・計画的に整備を進める。

また、テクノロジーを活用して一層安全な保育環境を整備するため、こどもの安全対策に資する設備等の導入を推進する。

I 放課後児童クラブ DX の推進

2024 年度中に放課後児童クラブの ICT 導入や活用に関する調査を行い、課題等を把握する。あわせて、放課後児童支援員に対する ICT 導入に係る研修を含め ICT 利活用の好事例の横展開等を行い、利活用支援を行う。また、2025 年度以降に利用手続や事業運営に関する DX 推進実証事業の実施に向けて検討を進める。

J こどもに関するデータ連携の検討

データ連携等により、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握し、支援につなげる際の課題等を検証する実証事業において、データ連携項目、個人情報の適正な取扱い、システムの在り方、支援への接続方法などを整理し、2024 年度末までに地方公共団体がこどもデータ連携に取り組むためのガイドラインを策定する。

ウ 教育分野

A 校務 DX の推進

2026 年度から 4 年間かけてパブリッククラウド環境を前提とした次世代校務 DX 環境への移行を順次進める。併せて都道府県単位での校務支援システムの共同調達を推進することで、コスト削減を図るとともに、教師の異動に際する負担の軽減、自治体における事務負担の軽減、特に小規模自治体での安定的な調達を後押しする。校務 DX の着実な推進のため、文部科学省は引き続き各教育委員会による教育情報セキュリティポリシーの策定及び見直しを働きかけるとともに、政策に関する進捗等の情報を可視化し、一元的に表示・閲覧できるツール（政策ダッシュボード）等も活用し、全国の校務 DX の実態を把握しながら必要な施策を進める。

また、次世代型校務支援システムの導入に際して、県内を異動する教師の負担軽減、校務支援システムの調達費用の削減、及びデータの引継ぎの効率化のため、小中学校等における指導要録、健康診断票、出席簿、調査書については国または都道府県単位で共通化やデータ標準化を行い、その他の帳票も含めて特段の支障がない限りカスタマイズ（独自仕様の導入）を行わないよう働きかける。

加えて、中学校・高校の教師の事務負担に加え、生徒・保護者にとっても負担となる高校入試事務手続のデジタル化を推進するため、技術仕様の検討を速やかに行い、意欲ある地方公共団体と連携して実証に取り組む。

更に、ネットワークについては、自治体に必要なネットワーク速度を定めた上でネットワークアセスメントの実施を促し、2025 年度末までに、全ての学校で必要なネットワーク環境が整備されるよう措置を講じる。

B オンライン教育・民間人材活用の促進

デジタル田園都市国家構想交付金 TYPES により、中山間地域や離島の小中学校の「多様な学び」を実現することを目指して、オンライン授業の発信者となる専門性の高い教師や民間人材をリスト化し、リストに掲載される発信者と、受信者となる教師とをつなぐマッチング機能等を備えた全国への横展開可能な共通利用基盤を 2024 年度に構築し、2025 年度以降に横展開を図る。

C デジタル教材の活用促進

デジタル田園都市国家構想交付金 TYPES により、都道府県内の学校・市町村教育委員会等が共通で利用できるデジタル教材等のプラットフォームを整備するとともに、効果的なデジタル教材等の在り方についての検証を行い、全国への横展開モデルとなる教師が利用しやすい共通利用基盤を 2024 年度に構築し、2025 年度以降に横展開を図る。

また、地理的・人的要因によるスポーツ体験格差の解消を図り、持続可能な形で子どもたちが多様なスポーツ活動に親しむ環境を構築するため、2024 年度中に、主に中学生の主体的な学びに資する自主学習用の動画コンテンツを掲載した特設サイトを開設する。

D 教育データの効果的な利活用の推進とそれに必要な環境整備

児童生徒 1 人 1 台端末環境において、全ての子どもたちの力を最大限に引き出すことができるよう、官民が役割分担して、学びの利便性向上やデータ利活用を推進するための環境を整えるとともに、各学校における効果的なデジタル教材等の導入を促進するためのデジタル基盤の構築に向けた検討に着手したが、教育におけるシステム間・自治体間のデータ連携に課題がある等の理由で教育データ利活用が全国的な動きになっていない。このため、教育データ利活用ロードマップの改定（2024 年度内を目途）、自治体間連携のためのデータ連携基盤やアーキテクチャ・ID 管理の実現方策の検討、自治体における教育データ利活用の支援等を進める。

上記、A～D の取組に加え、GIGA スクール構想の下、「令和の日本型学校教育」の構想を現実化し、持続可能なものとするため、デジタル社会を見据えた中長期的な教育について、現場の声も聴きながら関係府省庁で検討し、随時、必要な制度的その他の措置を講ずる。

エ モビリティ分野

A モビリティ・ロードマップの策定および施策の推進

自動運転の社会実装に向けた今後の検討体制・スケジュール等を「モビリティ・ロードマップ 2024⁴³」として取りまとめ、自動走行車両を巡る交通事故等に関する社会的ルールの在り方について、論点を整理し、必要な施策を進めていく。

2024 年度に全都道府県において、自動運転に係る事業性確保に必要な初期投資に係る支援を行い、空間情報基盤の構築等、モビリティ・ロードマップに関わる施策を進め、毎年度確認することで、自動運転の社会実装を着実に推進していく。

③ SaaS の徹底活用

「作る」から「使う」へと転換していく取組を推進するために、優れたソフトウェア（SaaS）等を国・地方公共団体が迅速・簡易に調達する仕組みとして、2023 年度にカタログサイトを利用した新しいソフトウェア調達手法（デジタルマーケットプレイス）の α 版をリリースし、実証を行った。今後、国・地方公共団体の会計制度を踏まえ、セキュリティに配慮し、調達プロセスを設計するとともに、カタログサイト正式版を構築し、2024 年度後半の本格稼働を目指す。

また、ISMAP⁴⁴及び ISMAP-LIU⁴⁵についても、信頼性・安定性の保持を前提に制度運用を合理化する観点から在り方を検討し、活用拡大等を推進していく。

⁴³ 2024 年 6 月 21 日デジタル社会推進会議決定。

⁴⁴ 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（Information system Security Management and Assessment Program：通称、ISMAP（イスマップ））のこと。政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスを予め評価・登録することにより、政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保を図り、もってクラウドサービスの円滑な導入に資することを目的とした制度。

⁴⁵ ISMAP のうち、リスクの小さな業務・情報の処理に用いる SaaS サービスを対象とする仕組みの名称を、ISMAP for Low-Impact Use: ISMAP-LIU（イスマップ エルアイユー）という。

(5) デジタル化に係る産業全体のモダン化

2018年に公表された「DX レポート～IT システム「2025年の崖」克服とDXの本格的な展開～」で提起された課題はまだ解決を見ていない。多くの企業において、レガシーシステム⁴⁶が残存し、技術的負債を抱え、「攻めのIT投資」を進める上での足枷^{あしかげ}となっている。システムを提供するベンダー側においても、成長領域であるクラウドベースのサービス開発・提供に十分にリソースを割けず、人月商売の多重下請構造から脱却できない。

レガシーシステムが残存すると、ブラックボックス化による保守性の低下等の問題から、保守切れの可能性が高まり、システムを適切なコストで安全に継続できなくなる恐れがあり、安定供給や事業継続におけるリスクを抱えている。レガシーシステムのベンダーが撤退した場合、リスクが一気に顕在化することになる。また、レガシーシステムの残存率は、業種間のばらつきが大きく、業種ごとに抱えている課題が異なることがうかがわれる。

デジタル化に係るユーザー（需要側）、ベンダー（供給側）の双方を含めた産業全体のモダン化を進め、セキュリティや冗長性・回復性・強靱性^{きょうじん}（レジリエンス）の向上、多重下請構造からの脱却と賃金上昇、デジタル人材の育成、産業全体の即応性・適応性、生産性・効率性の向上を実現することで、デジタル化に係る産業の今後の発展やイノベーションの基盤となることが期待される。そこで、業種ごとに現状と課題を把握して、レガシーシステムからの脱却やモダン化を進める方策を定め、公共分野も含め、実施していく必要がある。

このため、IPAを事務局として、IPAを所管するデジタル庁と経済産業省（ベンダーも所管）、業種所管省庁の参画を得て、「レガシーシステム脱却・システムモダン化協議会（仮称）」を立ち上げる。同協議会において、レガシーシステムの現状と業種特有および横断的な課題の把握、対応策を検討する。

なお、モダン化に際してはクラウドの活用と再利用可能な部品化が重要な役割を果たす。政府情報システムについても、今後、ガバメントクラウドの活用が原則となることを考えると、ソフトウェアエンジニア⁴⁷の不足やその取り扱えるクラウドサービスの偏りがボトルネックとなって、新たなクラウドサービスの発展が停滞する事態や本来活用したいクラウドサービス事業者を選んで活用できない事態を避ける必要がある。このため、デジタル庁、総務省、経済産業省及び厚生労働省は連携してソフトウェアエンジニアの育成と多様性確保を進めていく。

⁴⁶ 技術面の老朽化、システムの肥大化・複雑化、ブラックボックス化等の問題があり、その結果として経営・事業戦略上の足かせ、高コスト構造の原因となっているシステム。

⁴⁷ IPAが定めるデジタルスキル標準v1.1に定義される5つの人材類型のうちの1つであり、DXの推進において、デジタル技術を活用した製品・サービスを提供するためのシステムやソフトウェアの設計・実装・運用を担う人材。ソフトウェアエンジニアは業務の違いによって、クラウドを活用したソフトウェアの開発や運用環境の最適化を担うクラウドエンジニア/SRE（Site Reliability Engineer）、ソフトウェアやアプリケーションに関してサーバ側の機能の開発を担うサーバエンジニアとユーザインタフェース側の機能の開発を担うフロントエンジニアなどに区分される。IaaS、PaaS、SaaSはこれらのエンジニアにより構築・運用される。

(6) データを活用した課題解決と競争力強化

データは付加価値・競争力の源泉であるだけでなく、高まる持続可能性確保の必要性に対応する上でも不可欠であり、課題先進国である日本の社会課題を解決する切り札でもある。データ利活用に関する技術が進展し、データ流通に関して各国が戦略的に取り組む中、我が国も「包括的データ戦略」を定め、DFFT も推進してきた。

2023 年 12 月には、以下の 3 点を柱とする「AI 時代の官民データの整備・連携に向けたアクションプラン」を策定した。第一に、品質が確保された活用しやすいデータを整備しオープンにするために、データ標準確保のための政府相互運用性フレームワーク (GIF⁴⁸) の見直し及び実装強化に向けた取組、公的基礎情報データベース (ベース・レジストリ) の整備、生成 AI の技術進展等を踏まえたオープンデータ等の取組強化を実施する。第二に、整備したデータを安心して活用・連携できるツール・仕組みを整備するために、公共・準公共分野におけるデータ連携の推進、産業分野におけるデータ連携に向けた検討、国境・産業等をまたいだデータ連携や保護措置を促す枠組み (国際データガバナンス) の形成に向けた官民連携を実施する。第三に、こうした取組の実施に必要な体制として、公的基礎情報データベース (ベース・レジストリ) の整備やデータ標準化等の観点から IPA 及び独立行政法人国立印刷局との連携強化 (これらについては 2024 年通常国会で成立したデジタル社会形成基本法等の一部改正法により、業務追加を行うとともに、当該業務等についてデジタル庁も共管することとなった)、デジタル人材の育成を実施することとした。

これらの取組を着実に実行するとともに、生成 AI 技術の急速な進展も背景にデータの価値が高まる中、データを起点としたバリューチェーンを巡る国際競争の激化やデータの越境移転の拡大への対応を強化するために、特に、以下の取組を進める。

① 信頼性を確保しつつデータを共有できる標準化された仕組み (データスペース⁴⁹) の構築と DFFT の推進

欧州、米国、東南アジア等においてデータ流通の仕組みが構築されつつあるが、さらには、国境を越えて広がるサプライチェーン・バリューチェーンについて、データを活用して把握することが求められるようになってきている。例えば、脱炭素や循環経済 (サーキュラーエコノミー) 等の観点から、ある種の社会的規制と結び付いた形で、CFP⁵⁰や再生材の使用比率等を把握するために、サプライチェーン・バリューチェーンのデータの流通・共有・利用をしようとする信頼性を確保しつつデータを共有できる標準化された仕組み (データスペース) の動きも広がりつつある。

我が国でも、ウラノス・エコシステム⁵¹において蓄電池を対象にしたデータ連携基盤を構築しているが、国際的なデータ流通の仕組みの実装が進む中、サプライチェーン・バリューチェーン全体を貫くマネジメントのために、今後とも、アーキテクチャ設計や標準化の観点で IPA と連携しつつ、海外との相互運用性の確保も視野に、ウラノス・エコシステム等において、信頼性を確保しつつデータを共有できる標準化された仕組み (データスペース) を様々な領域で構築していく必要がある。併せて、個人情報・非個人情報の取扱いに関する、保護と利活用のバランスのとれた制度に向け、分野横断的な議論が必要である。

⁴⁸ Government Interoperability Framework の略称。デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインのもと、データの利活用、連携がスムーズに行える社会を実現するための技術的体系として、GIF を提供している。この枠組みを利用してデータを整備することで、拡張性が高く、連携が容易なデータを設計することが可能となる。

⁴⁹ 信頼性を確保しつつデータを共有できる標準化された仕組み。EU ではデータスペースの取組を体系的に進めており、同時に、世界に向けて、デジタル基盤や参照モデルなどを発表することで EU 主導による国際的な標準化を進めている。(AI 時代の官民データの整備・連携に向けたアクションプランより)

⁵⁰ Carbon Footprint of Products: 製品やサービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される GHG の排出量を CO2 排出量に換算し、製品に表示された数値もしくはそれを表示する仕組み。

⁵¹ 信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT) の実現に向け、運用者や管理者等が異なる複数の情報処理システムを連携させ、企業・業界を横断したデータの利活用を促進するための官民協調の取組の総称 (例: データ連携に必要な仕様や標準等の策定、データ連携システムの開発、必要となる政策・制度の整備等)。

そして、国境を越えてデータを共有する場面では、我が国の企業の営業秘密の侵害等、我が国の個人・法人の保有するデータが様々な障壁に直面する可能性もあり、その観点からも、国際的にデータに関する相互運用性の確保やルール策定を主導していく必要がある。信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保をグローバルに実現するため、我が国が提唱した DFFT の実現に向けた取組を進める必要があり、多数国間では DFFT 具体化のための国際的な枠組み（IAP⁵²）において、データの越境移転時に直面する課題解決につながるプロジェクトを実施する。2か国間では、より野心の高い取組及びより政治的配慮が必要な各国の国情に照らし機微なデータなどについて議論を進める。また、このような国境・産業等をまたいだデータ連携や保護措置を促す枠組み（国際データガバナンス）について国内外一体的に進めるため、国際データガバナンスアドバイザリー委員会⁵³や国際データガバナンス検討会⁵⁴を活用し、産業界のニーズを踏まえ、国際的なデータ流通・利活用に係る官民協力及び関係省庁連携の強化を図る。

② トラスト及びデジタル上における属性情報の集合（デジタル・アイデンティティ）

国境を越えたデータの流通・共有においては、やり取りする相手やそのデータ等に係るトラストを確保できる環境が求められている。

また、デジタル上における属性情報の集合（デジタル・アイデンティティ）の管理が中央集権的な主体に依存していることに伴う様々な課題が提唱される中、必要最低限の情報開示のみで安全かつ簡便に手続や取引を行うための属性情報の管理手法も注目されている。これらのいわゆる「自己主権型」の管理手法の確立に向けて、検証可能なデジタル証明書（VC⁵⁵）や分散型識別子（DID⁵⁶）の新しい技術の推進や、その技術標準に関する国際的な議論が急速に進展している。また、本人を介した情報連携のハブ機能となる個人・法人の属性や資格情報を保存し提示できる仕組み及びアプリ（デジタル・アイデンティティ・ウォレット）についても国際的な議論が進んでいる。

かかる情勢を踏まえ、国際標準化をはじめとした議論へ参画し、内閣官房やデジタル庁が中心となって進めるデータのやり取りにおける新たな信頼の枠組みを構築する取組（Trusted Web⁵⁷）の検討も踏まえながら、実装に当たっての制度的・技術的課題の整理等を進める。また、VC や DID の社会実装を促すため、マイナポータル等の我が国の仕組みとも連携しつつ、行政における先行的なユースケースの創出に関係省庁が連携して取り組む。個人・法人の属性や資格情報を保存し提示できる仕組み及びアプリ（デジタル・アイデンティティ・ウォレット）がデジタル社会における産業政策上・競争政策上の要衝となり得ることを踏まえ、実装に向けたロードマップをまとめる。「日 EU デジタルパートナーシップにおけるデジタル・アイデンティティに関する協力覚書」に基づき、事業活動や学生の国際交流等における属性情報の相互運用の実証に向けた検討に着手する等、日 EU をはじめとする国際的な連携を推進する。国際的な協調や相互運用性の確保という観点から、電子署名や電子認証等を包括する国内制度やトラストサービス規範の創設等を検討する。

⁵² Institutional Arrangement for Partnership の略称。

⁵³ 国内外一体的なデータ経済圏の実現に向け、OECD の下で設立した IAP 等の国際枠組みを通じて DFFT の具体化を推進するため、企業経営層を中心に委員として招集し、官民協力の強化を目的とした会議体。

⁵⁴ IAP 等の国際枠組みにおける DFFT 具体化に向けた日本政府の取組や提案形成において、我が国・企業等の情報や要望を反映し、その実施を支援するために、有識者による議論・検討・提言を行うことを目的とした会議体。

⁵⁵ Verifiable Credential の略称。内容の検証がオンラインで可能な自己主権型のデジタル証明書のこと。

⁵⁶ DID とは、Decentralized Identifiers（分散型識別子）の略で、新しいタイプの一意な識別子である。個人や組織が、自らが信頼できるシステムを使って自分の識別子を生成できるように設計されている。この新しい識別子は、デジタル署名などの暗号証明を用いて認証することにより、人やモノといった主体（エンティティ）がその識別子を管理していることを証明することが可能。

⁵⁷ 特定のサービスに依存せず、個人・法人の自身によるデータの管理を強化する仕組みや、やり取りするデータや相手方を検証できる仕組みなどの新たな信頼の枠組みを構築する取組。

③ 防災 DX

災害発生時に、被災者を命の危機から救い、適切な支援を行うために、国、地方公共団体、指定公共機関等の災害対応機関等において、被害状況の迅速な把握、的確な意思決定、その共有と行動といった一連の行動様式の確立が求められる。そのためには、「情報」が不可欠である。このため、防災 DX を危機管理政策として捉え、災害対応機関等が情報連携共有体制を強化し、一体的な災害対応を実行していくことが重要である。

また、住民等が平時から災害への備えを徹底し、災害時には命を守る行動等がとれるよう、防災アプリ等を通じて個々の住民の状況に応じたきめ細かな支援を提供するとともに、被災者視点で考え、利便性の向上を図っていくことが重要である。

こうした点を踏まえ、令和 6 年能登半島地震の教訓もいかしつつ、制度面・システム面・運用面の多面的側面から、防災 DX の更なる改善・推進を図っていくとともに、政府情報システム等の冗長性を高めていく必要がある。

これらの観点から、主に以下の取組について進める。

ア 防災デジタルプラットフォームの構築

2024 年 4 月に運用を開始した新総合防災情報システム (SOBO-WEB) を中核として、各防災情報関係システムのデータを自動連携等で集約し、災害対応機関等で共有する防災デジタルプラットフォームを 2025 年までに構築する。新システムについては、効果的な研修や訓練等を通じて操作習熟と利活用を促すとともに、防災 IoT インターフェース⁵⁸におけるリアルタイムの映像共有の実装等を進める。

また、災害情報の集約・地図化・共有を支援する災害時情報集約支援チーム (ISUT⁵⁹) の強化に取り組み、新システムと国民向けのデータ連携基盤や L アラートとの連携など、防災分野のデータ流通促進に向けた取組を行う。併せて、システム活用を前提とした的確な災害応急対応を行うための、実践的な訓練 (机上演習 (TTX⁶⁰) 等) を行う。

イ 防災アプリ開発・利活用の促進等/データ連携基盤の構築

防災分野では、民間企業や地方公共団体により多くの優れたアプリ・サービス等が提供されており、これらを最大限に活用した防災施策を展開していくため、優れたアプリやサービスを効率的に検索できる「防災 DX サービスマップ/サービスカタログ」や、それらの調達を容易にする「モデル仕様書」の拡充を図り、それに適合した優良なシステム・サービスの開発促進及び早期社会実装・横展開を、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、推進していくとともに、カタログサイトを利用した新しいソフトウェア調達手法 (デジタルマーケットプレイス) との連携・活用により、各地方公共団体における調達手続の迅速化・円滑化を図る。また、防災アプリ・サービス間でのデータ連携を図ることで、届出一度きり原則 (ワンスオンリー) を実現するとともに、新総合防災情報システム (SOBO-WEB) と連携を図っていくため、防災分野のデータ連携基盤の構築を推進する。こうした取組により、優れた防災アプリの開発・利活用の促進を図る。

ウ 一人一人の状況に応じた被災者支援の充実

災害時に被災者一人一人が災害の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、マイナンバーカードの活用促進を図り、避難所等における受付や、薬剤情報ははじめとする健康医療情報^{りきい}の取得、罹災証明書のオンライン申請等、被災者の利便性を向上させる取組を促進する。また、救助機関等が人命救助の場面で携帯電話の位置情報を活用できるよう検討を行うなど、位置情報の活用等を推進する。

⁵⁸ 災害時等にドローン・センサー等を活用し情報収集を行う機能のこと。

⁵⁹ Information Support Team の略称。

⁶⁰ Table Top Exercise の略称。

また、広域的な災害時にも切れ目のない被災者支援を展開するため、物資調達・輸送調整等支援システムを活用したプッシュ型支援⁶¹の効果的な実施や、市町村の区域を超えて被災者情報を集約し、共有するための正本となるデータベースの構築を進めるなど、地方公共団体の災害対応をデジタル面から支援して、効率的かつきめ細かな被災者支援を実現する。

併せて、関連する個人情報の取扱いについて、災害時に担当者が悩むことのないよう、取扱いの明確化等を図っていく。

エ 官民連携による防災 DX の更なる推進

令和6年能登半島地震では、民間のデジタル人材が被災地方公共団体の現場に入り、災害対応をデジタル面から支援し、活躍した。こうした経験を踏まえ、民間のデジタル人材等を派遣する仕組みについて検討を行い、実現を図る。

また、各種防災 DX の取組を進めるに際し、防災 DX 官民共創協議会等の防災関連団体等と連携し、防災に関する産官学や NPO 等、多様な関係者と意見交換を図りながら進めていく。

オ 通信・放送・電力インフラの強^{きょうじん}靱化

災害時に災害対応機関等が行う情報収集・共有、被災者視点で重要となる災害関連情報の取得などの前提となる、市町村役場や避難所等における通信・放送・電力のサービス継続及びその早期復旧に向け、これらのインフラの強^{きょうじん}靱化や冗長性の確保、点検の効率化、被災した際の早期応急復旧のための機器の設置等に官民が連携して取り組む。また、能登半島地震の教訓も踏まえ、非常時における事業者間ローミングの実現を含め、通信インフラの強^{きょうじん}靱化を推進するとともに、地上波中継局の共同利用の促進、ケーブルテレビの光化等の耐災害性強化等による放送インフラの強^{きょうじん}靱化を図る。

カ 防災デジタル技術の更なる発展と海外展開

産官学による将来予測、デジタルツイン、AI 活用等の技術研究開発を促進し、未来に向けた構想を推進していくとともに、我が国の優れた防災 DX 技術・産業の海外展開を推進する。

(7) セキュリティ

国家を背景とするグループからの攻撃をはじめとするサイバー攻撃の深刻化や巧妙化が一層進展し、政府機関等への攻撃や、重要インフラ事業者を中心とした民間企業へのサプライチェーン・リスクを突いた攻撃、ランサムウェア⁶²等による被害が拡大するなど、我が国を取り巻くサイバー脅威はますます高まってきている。対策の立ち遅れやスピード感の欠如があれば、我が国の安全保障や経済社会基盤に大きな悪影響を及ぼすのみならず、世界における我が国のプレゼンスの大いなる低下を招く事態となりかねない。

そのような状況を踏まえ、情報システムに対して効率的にセキュリティを確保するため、企画から運用まで一貫したセキュリティ対策を実施する考え方（セキュリティ・バイ・デザイン）が改めて重要になるとともに、デジタル化の進展と併せてサイバーセキュリティ確保に向けた取組を同時に推進すること（“DX with Cybersecurity”）が一層重要になっている。そこで、国民目線に立った利便性向上の徹底とサイバーセキュリティの確保との両立を図っていくため、国家安全保障戦略及びサイバーセキュリティ戦略に基づき、政府全体として、これらの戦略を踏まえた施策を着実に講じていくことにより、サイバーセキュリティの強化に努める。

⁶¹ 国が被災都道府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送すること。

⁶² 「Ransom（身代金）」と「Software（ソフトウェア）」を組み合わせた造語。感染したパソコンに特定の制限をかけ、その制限の解除と引き換えに金銭を要求する不正プログラムのこと。

特に、内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）は 2024 年度から政府機関のサイバーセキュリティ確保をこれまで以上に戦略的に進めるため、PDCA サイクル⁶³による継続的な政策改善と OODA ループ⁶⁴による機動的なオペレーション強化を進めることとしているが、デジタル庁などの関係省庁の諸施策及び各府省庁が自主的に行うサイバーセキュリティ対策は、これらと一体的に実施する。なお、前者としてはレッドチームテスト⁶⁵の実施に向けた検討といった取組を、後者としては横断的なアタックサーフェスマネジメント⁶⁶による脆弱性把握やプロテクト DNS⁶⁷による情報収集を 2024 年度から新たに開始する。

その上で、個別の施策としては、まず、全ての政府機関等は、共通的なセキュリティ対策を統一基準群を前提として引き続き実施・推進する。デジタル庁においては NISC と連携し、「政府情報システムの管理等に係るサイバーセキュリティについての基本的な方針」に基づく政府情報システムの整備・運用を実施する。特に、政府の共通基盤や国民・企業の認証システム等を構築・運用するデジタル庁は、総合的な運用・監視システムの構築運用を含め、システムの強靱化及び運用・監視・インシデント対応体制の整備強化を図る。その際、情報システムに対して効率的にセキュリティを確保するため、企画から運用まで一貫したセキュリティ対策を実施する考え方（セキュリティ・バイ・デザイン）を前提としたシステム構築等、セキュリティ対策の強化を図るとともに、デジタル庁の専門家チーム及び IPA による必要な検証・監査を着実に進める。

また、政府の重要情報基盤を整備・運用するデジタル庁は、NISC と連携し、常時リスク診断・対処（CRSA⁶⁸）システムの構築・拡大による迅速な脆弱性対処等を推進するとともに、政府横断的な情報収集、攻撃等の分析・解析、政府関係機関への助言、政府関係機関の相互連携促進及び情報共有等の業務を行う GSOC⁶⁹の機能強化等の推進及び着実な運用に資するよう必要な情報の提供を行うなど、政府情報システムのセキュリティ強化を図る。

さらに、サイバー攻撃が激化する中、サイバーセキュリティに関する諸外国の機関との連携を強化するとともに、重要インフラのレジリエンス強化を図るため官民連携の実践に重点を置いた演習を実施する。総務省においては、我が国独自のセキュリティ分析能力及び政府機関のセキュリティを強化するため、安全性や透明性の検証が可能なセンサーを開発・導入し、政府端末情報を集約・分析する事業（CYXROSS⁷⁰）を進め、2023 年度中に一部端末へのセンサー導入を開始し、2024 年度からは導入府省庁を拡大し、情報を統合分析してレポートを作成・提供する。加えて、総務省は、デジタル庁、NISC 等と連携を図り、2025 年度中に、導入府省庁の更なる拡大により収集情報を増やすことで、GSOC との連携を含め、更なるサイバーセキュリティ脅威情勢分析能力の強化及び政府機関のサイバーセキュリティの強化に取り組む。

⁶³ 「Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務などの改善や効率化を図る考え方の一つ。

⁶⁴ 「Observe（観察）・Orient（状況判断）・Decide（意思決定）・Act（実行）」の頭文字をとったもの。PDCA サイクルに比べ、自由度が高く、変化の速い環境に適応しやすいと言われる。

⁶⁵ テスト対象ごとの脅威分析を踏まえたシナリオに基づき、攻撃者を模した「レッドチーム」が攻撃を実施し、テスト対象側のサイバー攻撃への対応等の実効性等を検証する、実践的な侵入テスト。

⁶⁶ 政府機関等の情報システムをインターネット上から組織横断的に常時評価し、脆弱性等の随時是正を促す取組。

⁶⁷ ドメインネームシステム（DNS）を活用して悪意あるウェブサイトやマルウェア等の脅威からユーザーを保護し、またそれらの脅威の使用するドメイン名や IP アドレスを蓄積する取組。

⁶⁸ Continuous Risk Scoring and Action の略称。

⁶⁹ Government Security Operation Coordination team の略称。政府関係機関情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム。各機関に設置したセンサーを通じた政府横断的な監視、攻撃等の分析・解析、各機関への助言、各機関の相互連携促進及び情報共有を行うための GSOC システムを運用する体制のこと。

⁷⁰ CYNEX XROSS-organ observatory Project の略称。

(8) 最先端技術における取組

今後のデジタル社会において競争環境を一変させ得る最先端技術については、その戦略的活用や研究開発において、激しい国際競争が起きている。その中でも、AI、量子コンピュータ、デジタルツイン、Beyond 5G (6G) 等の実装フェーズに入った技術については、先んじて徹底的に利用していくことが重要となる。政府調達や政府による利用が果たす役割も極めて大きいため、官民の役割を整理した上で、利用促進に向けた所要の措置を講じていく。

AI に関しては、生成 AI を含む AI の様々なリスクを抑え、安全・安心な環境を確保しつつ、イノベーションを加速する好循環の形成を図っていく。加えて、我が国が主導する広島 AI プロセス等を通じて、今後も国際的にリーダーシップを発揮していく。

「AI のイノベーションと AI によるイノベーションの加速」に関しては、大規模言語モデル (LLM⁷¹) に必要となる学習用言語データの整備・拡大を始めとした AI の開発力の強化等人材の育成・確保や計算資源等のインフラの高度化とともに、AI 利活用の推進と研究開発力の強化を一体的に官民が連携して進めていく。AI の進化のためにはデータが不可欠であり、AI 関連の政策をデータ戦略と連携して実施する。

「AI の安全・安心の確保」に関しては、イノベーション推進のためにもガードレールとなる AI 利用の安全・安心を確保するためのルールが必要である。我が国は、変化に迅速かつ柔軟に対応するため、

「AI 事業者ガイドライン」に基づく事業者等の自発的な取組を基本としている。AI セーフティ・インスティテュート⁷²を中心とした AI 安全性評価手法の確立等、今後、AI に関する様々なリスクや、規格やガイドライン等のソフトロー⁷³と法律・基準等のハードロー⁷⁴に関する国際的な動向等も踏まえ、制度の在り方について検討するとともに、政府調達において留意すべきリスクや求められる品質確保についても整理する。

「国際的な連携・協調の推進」に関しては、広島 AI プロセス等を通じて、安全・安心で信頼できる AI の実現に向け、国際的な取組を引き続き主導するとともに、アジア諸国やグローバル・サウス⁷⁵とも協調しながら、イノベーション創出を引き続き推進する。

Web3.0⁷⁶に関しては、革新的なサービスが生まれる可能性が指摘されており、これらを実現するためには、コンテンツに係る関係者の権利保護及び海外展開支援や Web3.0 の健全な発展を担う主体とアイデアの裾野の拡大を図りつつ、関連する人材の育成・確保にも取り組む必要がある。同時に、NFT⁷⁷や分散型自律組織 (DAO⁷⁸) などの新しいデジタル技術を様々な社会課題の解決を図るツールとするとともに、Web3.0 の健全な発展に向けて、引き続き、安全安心な利用環境整備などの観点を踏まえつつ、様々なチャレンジが不合理な障壁なく行える環境整備に取り組む必要がある。そのため、相談窓口の整備、ユースケース創出、技術開発・人材育成、グローバル化、地方創生などに係る様々な取組を行っていく。量子技術に関しては、著しい技術進展を背景として、各国で国家戦略の策定や国際連携が活発化するなど、我が国を取り巻く状況が大きく変化している。国内外における実用化・産業化に向けた状況変化にいち早く対応していくため、これまでに策定した「量子技術イノベーション戦略⁷⁹」「量子未

⁷¹ Large Language Models の略称。

⁷² AI の安全性の評価手法の検討等を行う機関として、内閣府をはじめ関係省庁、関係機関の協力の下、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) に設置されたもの。

⁷³ 民間で自主的に定められているガイドラインのほか、行政府が示す法解釈等も含む広い概念。

⁷⁴ 法的な拘束力のある法律・条例などを指し、ソフトローの対義語として使用される場合が多い。

⁷⁵ アジア・アフリカ・中南米などの新興国の総称。

⁷⁶ Web3.0 とは、インターネット上で、主にブロックチェーン技術を基盤とする「トークン (ブロックチェーン上で発行・管理されるデジタルデータ)」を価値や権利の表象として活用することで、情報や価値のやりとりを個人間で自律分散的に行うことを可能にする新たなインターネットの概念およびそれに基づく潮流を指す。

⁷⁷ Non Fungible Token の略称。非代替性トークンのこと。

⁷⁸ Decentralized Autonomous Organization の略称。ブロックチェーン技術やスマートコントラクトを活用し、中央集権的な管理機構を持たず、参加者による自律的な運営を目指す組織形態のこと。

⁷⁹ 2020 年 1 月 21 日 統合イノベーション戦略推進会議決定。

来社会ビジョン⁸⁰」「量子未来産業創出戦略⁸¹」を強化し、補完すべき内容を量子技術イノベーション会議が「量子産業の創出・発展に向けた推進方策⁸²」としてまとめ、2024年4月に統合イノベーション戦略推進会議に報告した。これらの戦略や方策に基づき、量子技術に関する基礎研究や応用研究に着実に取り組むとともに、量子技術と基盤技術（AI技術や古典計算基盤等）の融合を推進する。更に、次世代の大規模量子コンピュータに向けた技術開発や、グローバルサプライチェーンの構築・強^{きょう}靱化、国際標準化活動の推進、量子計算資源や量子暗号通信等の利用環境の整備を進め、バイオ、マテリアル等の多様な分野における実用的なユースケースの創出・実証、スタートアップや新事業等の創出を支援する。さらに、量子技術の早期産業化に向け、産業技術総合研究所に昨年設置した「量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センター（G-QuAT）」の設備を活用した量子コンピュータ産業エコシステムの構築、情報通信研究機構における広域テストベッド⁸³を活用した社会実装を図る。

デジタルツインは、サイバー空間と現実空間（フィジカル空間）を融合し、常に変化し続けるダイナミックな好循環を生み出す社会へと変革することを目指すデジタル社会の形成のための基盤である。電子国土基本図の整備・更新や、3D都市モデルの整備・活用の支援や地下インフラのデジタルツイン構築によるインフラ管理のDXの実現を始めとして、先行的な取組を進めていながら、あらゆるモノやサービスに関する多種多様なデータを基にしたデジタルツインをサイバー空間に構築されていることを目指す。

Beyond 5G（6G）は、オール光ネットワーク技術等を活用した、超高速・大容量、低遅延・低消費電力で品質保証を可能とする、柔軟・低コストな次世代情報通信基盤であり、AI利用をはじめとする我が国全体のデジタル化を支えるインフラとして期待される。これを早期に実現し、我が国の国際競争力強化につなげるため、研究開発、国際標準化及び社会実装・海外展開の取組を一体的に推進する。

⁸⁰ 2022年4月22日 統合イノベーション戦略推進会議決定。

⁸¹ 2023年4月14日 統合イノベーション戦略推進会議決定。

⁸² 2024年4月9日 量子技術イノベーション会議が統合イノベーション戦略推進会議に報告。

⁸³ 量子暗号通信の社会実装に向けて国立研究開発法人情報通信研究機構が整備する技術実証環境。

第2 推進体制の強化

デジタル庁は、新型コロナウイルス感染症を契機に 2021 年 9 月 1 日に設置されて以降、「デジタル社会の実現に関する司令塔」として、一気にデジタル化を進めることを期待され、政府としてそれまで不十分だった取組や未着手だった取組を進めてきている。しかしながら、その中には、新規の個別アプリ開発のような短期的な成果を出しやすいものもある一方で、新たな共通基盤の整備（ガバメント・ソリューション・サービス（GSS）、ガバメントクラウド、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）等）、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化、既存システムの最適化、行政サービスにおける届出一度きり原則（ワンスオンリー）等の実現に向けた関係府省庁・地方公共団体等の様々な主体間での関連制度やデータ連携に関する調整、DFFT 具体化に向けた国際的な取組など、難度が高く、腰を据えて行うべきものも多く含まれている。成果を出すためには、引き続き粘り強く取り組まなければならない、十分な体制を継続的に確保する必要がある。

その上で、さらに、「重点課題に対応するための重点的な取組」を進め、「デジタルにより目指す社会の姿」を実現し、新たな期待・要請にも応えていくために、各府省庁を含め、さらなる体制の強化に取り組む。特に、今後 5 年間は DX や政府情報システムの最適化を推進するための「集中取組期間」であり、この間は十分に体制を強化する必要がある。

1. 3つの取組の強化と横断的機能の強化

デジタル庁において、特に体制を強化して推進すべきは、①制度・業務・システムの三位一体の取組により、準公共分野をはじめとする様々な分野において無駄・不便を除去して、利便性を向上し、良質な体験を作り出していくこと、②「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づいて、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用していくこと、③AI・データの徹底した利活用等によりデジタル産業基盤を強化していくこと、である。さらに、これらを進める上で、広報、人事といったバックオフィス機能に係る体制整備も必要である。

（1）制度・業務・システムの三位一体の取組の推進

具体的に成果を出すためには、制度・業務・システムを所管する各府省庁の行動変容を引き起こす必要があり、調整能力を質・量ともに高めていかなければならない。このため、第一に、デジタル庁の政府情報システムに係る統括・監理と予算の一括計上、デジタル関係制度改革といった諸機能を一体的・横断的に運用するとともに、プロジェクト管理等の執行にとどまらず、制度・業務・システムの最適化されたあるべき姿を構想し、三位一体で改革を進めていくための企画・立案機能を抜本的に強化する。体制整備については、システムに関連する領域における民間事業者の活用等についても検討する。

なお、民間事業者の適切な活用のためには、発注能力を高めることが重要であり、そのための体制も整備する。良質な体験を作るという観点から、ユーザーからのフィードバックを受けた迅速な改善活動が可能となるため、ユーザー接点の多い一部のシステム・サービスにおいてフロントエンド等の部分的な内部開発を組み合わせしていく。また、これにより獲得した内部開発能力により、緊急時に国民のニーズに迅速に応えることも可能となる。この他に、設計仕様により踏み込んで関与することで、モダン化されたあるべきシステムの姿を実現する能力を高めることにもなり、いわゆるベンダーロックインを回避することにもつながる。

第二に、各府省庁に対するガバナンスを強化するための仕組みや環境が重要であり、「各府省庁 DX 推進連絡会議」（仮称）と「デジタル社会推進会議幹事会」を併せて活用していく。

第三に、各府省庁においても、主体的に各府省庁自身の DX や所掌分野に係るデジタル化を三位一体で推進すべきことから、そのための体制を強化する。PMO・PJMO 等の充実や民間事業者の活用だけでなく、デジタル政策についての体制を強化する。また、デジタル庁から各府省庁への支援も強化する。

(2) 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用

第一に、国・地方公共団体の双方において、各部門が個々にデジタル化に取り組んでいる中、地方公共団体との接点を強める。地方公共団体のニーズを徹底的に把握しながら、全体像を掴んだ上で、最適なシステムの在り方を構想するとともに、きめ細かな支援を行う体制を整える。

第二に、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づいて「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」において地方公共団体と協議の上で選定された業務とシステムの共通化を進めていくには、初期段階における業務の標準化を含む実証、システム開発等を経た上で、地方公共団体の意見を聴きながら標準仕様書を策定し、複数の事業者が原則ガバメントクラウド上で標準仕様書に沿ったシステムを構築し、地方公共団体がその複数のシステムの中から選択をするというプロセスが必要となる。このプロセスに加え、制度改革も必要であり、これらを推進するための体制を整備する。

(3) デジタル産業基盤の強化

第一に、AI・データに係る施策等、実施すべき施策の所掌が各府省庁に分散していることから、司令塔としての機能が必要とされており、そのための人材の確保や体制を確立する。また、AI・データ等の先端技術等のめまぐるしく動く分野の最新の国際的動向を押さえなければ政策の企画・立案も司令塔機能も発揮できないことから、専門家を積極的に登用していく。

第二に、産業界との密接な連携が欠かせない。公共分野を含め、デジタル化に係る重複投資の回避等やモダン化が必要であり、産業界の動向と整合性を取らなければならないため、産業界との意思疎通や連携を組織的に行っていくための体制を整えるとともに、産業界による政府動向に係る予見可能性を高めていく。

デジタルの活用による課題解決は待ったなしである。デジタル庁は、制度・業務・システムの三位一体の取組を推進して成果を出すために、既存業務の整理及び関係プロジェクト間の連携強化を行った上で、政府情報システムに係る統括監理などデジタル庁に求められる業務に適した体制を構築するため、最適な人材配置等を不断に見直ししながら、当面は、1,500 人規模の組織とすることを 1 つの目安とし、継続的に必要な体制整備を行う。同時に、5 年間の「集中取組期間」において、整備された体制の下で、システムの最適化等、どれだけの成果を出し、社会に貢献できたか、十分に検証する。

このため、デジタル庁という組織全体をデータ駆動型に変革し、データを駆使した高いパフォーマンスの発揮とデータによる検証の好循環を実現する。

その上で、今後のさらなる体制整備については、IT 投資を有効に機能させるための民間企業における IT 担当人材の在り方も参考に、検討する。

2. 関係機関との連携強化

2023 年 6 月 9 日に改定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、関係機関との連携強化について、以下の趣旨の記載をしている。

デジタル化を進めていくためには、司令塔としてのデジタル庁において、新規施策や新しいシステム開発を拡充していく必要があるが、各システムには運用・保守が伴う。人員が不足するからといって、安易に外部に委託すればコストだけでなく、運用のノウハウ蓄積機会が失われ、利便性向上に向けた更新もおろそかになる可能性がある。また、行政、準公共、民間分野を通じて官民でのデータ活用等を加速するためにはデジタル庁の政策方針に沿ってデジタル分野の基準・標準を策定・普及し、継続的に保守管理していくことも重要になる。このため、これまでデジタル業務で実績のある独立行政法人情報処理推進機構（IPA）、独立行政法人国立印刷局、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）を始めとする関係機関とデジタル庁が一体となって、各種施策の運用等について行うことができるよう、必要な体制整備を進める。

この記載に基づいて、2024 年通常国会で成立したデジタル社会形成基本法等の一部改正法により、IPA 及び独立行政法人国立印刷局について、業務追加を行うとともに、デジタル庁も当該業務等について共管することとなり、連携を強化したところである。今後とも、関係機関との連携をさらに強化していく。

3. 中長期的な方向性の検討

デジタル庁設置法では、デジタル庁の設置後 10 年を経過した際、デジタル庁の在り方を検討し、必要な措置を講ずることとされている。デジタル庁の在り方は、今後の我が国の政府組織の在り方や官民で人材が行き来する「リボルビングドア」の在り方にも影響を与えるため、その観点からも重要な検討となることから、10 年を経過する前から検討を進める。民間の知見を有する人材をどのような形で登用していくべきか等の人事制度の在り方の総括に加え、今後、デジタル庁が整備したシステムは安定的な稼働・運用が重要になるフェーズに移っていくことになるが、そのフェーズにおける企画・立案と執行の好循環や効率的な執行体制の在り方について、地方公共団体の取組等も参考にしつつ、検討する。